

第 二 部 発 行 者 情 報

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

(単位：百万円)

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
決 算 年 月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月	令和8年3月
経 常 収 益	26,482	29,716	33,721	34,067	33,043
うち貸付金利息	8,270	7,814	8,726	8,721	9,217
うち一般会計より受入	7,352	6,916	4,547	1,303	1,581
うち貸倒引当金戻入	10,766	14,825	20,186	23,808	22,129
経 常 費 用	23,802	29,749	33,808	34,139	37,112
うち借入金利息等	3,156	2,878	3,609	3,065	3,872
うち貸倒引当金繰入	14,825	20,186	23,808	22,129	23,240
当期利益金又は 当期損失金(△)	2,680	△ 33	△ 87	△ 72	△ 4,069
資 本 金	155,849	155,849	156,149	156,349	156,509
借 入 金 残 高	752,899	735,243	693,136	658,200	683,723
債 券 残 高	157,600	157,681	127,820	118,150	108,209
総 資 産 残 高	1,081,114	1,082,147	1,023,307	991,038	996,727
貸 付 金 残 高	1,042,759	1,066,702	1,019,742	982,693	964,084
職 員 数 (人)	217	218	220	222	220

- (注) 1. 当公庫では、連結財務諸表は作成していません。
2. 借入金利息等には、債券利息を含みます。
3. 貸付金残高には、取得社債を含みます。
4. 貸倒引当金については、公庫の国庫納付金に関する政令等に基づき、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額の範囲内で計上し、翌事業年度においてその金額を貸倒引当金からの戻入れとして、損益計算上の益金に算入するよう規定されています。
5. 職員数は予算定員です。

2. 沿革

(令和8年9月1日現在)

年	組織等	出融資制度
昭和 47年 49年	沖縄振興開発金融公庫 設立 那覇支店の本店統合等、機構改革を実施 本店を那覇市久茂地へ移転	中小・零細企業特別融資開始
50年 52年 53年 57年 58年 59年	 研修会館「鐘秀館」 竣工 北部支店新店舗落成	財形住宅資金創設 赤瓦住宅融資制度創設 出資及び債務保証業務追加、進学資金(現行教育資金) 融資制度創設、交通方法変更に伴う特別融資制度創設 住宅資金に段階金利制度創設 中古住宅購入資金創設
61年 62年 63年	個人住宅資金テレホンサービスを開始 融資第二部に融資相談室を設置 融資第一部にプロジェクト推進室を設置	沖縄観光レクリエーション拠点整備資金創設 沖縄自由貿易地域振興資金創設 NTT無利子貸付制度創設 住宅資金に親孝行ローン創設
平成 2年 6年 7年 8年 9年	中部支店新店舗落成 宮古支店新店舗落成、融資第一部にプロジェクト 推進課を設置 年金福祉事業団へ年金教育貸付の業務委託開始 代理店の業務範囲に中小企業等資金の特定資金 及び恩給担保資金を追加拡大 新規事業支援室を設置	産業開発資金に立ち上がり支援資金等創設 自由貿易地域等特定地域振興資金創設 沖縄特産品振興資金創設 産業開発資金及び中小企業等資金に金融環境変化 対応貸付創設 沖縄農林畜水産物等起業化支援資金創設
10年 11年 12年 13年 14年	ホームページを開設 本店新店舗落成 本店に情報コーナーを開設 「わたしたちの行動指針」を制定 融資第一部、融資第二部、融資第三部及び債権 管理部に班制を導入 新事業育成出資室及び信用リスク管理統括室を 設置	産業開発資金に非設備事業資金創設 沖縄創業者等支援緊急特別資金創設 沖縄離島地域経済活性化資金創設 中小企業資金に成長新事業育成特別融資制度創設 住宅宅地債券(マンション修繕コース)制度創設 沖縄情報通信産業支援資金創設 おきなわブランド振興資金創設 沖縄観光関連業者緊急特別資金創設 新事業創出促進出資制度創設
15年 16年 17年 18年 19年	新事業育成出資室が融資第二部から独立 総務部にコンプライアンス総括室を設置 調査課を調査・政策評価課へ改称 理事長、副理事長の在任地を変更 審査役及び創業支援班を設置 出資・経営管理班を出資・経営支援班に改称 班統合により生業融資・契約班を設置 融資第一部に地域プロジェクト振興班を設置 債権管理部を事業管理部に改称 出資・経営支援班を事業管理部に移管し、経営支 援班に改称、八重山支店新店舗落成 東京本部を千代田区から港区へ移転	赤土等流出防止低利(ちゅら海低利)制度創設 中小企業資金に無担保貸付制度創設 沖縄離島振興貸付(ちゅら島貸付)、沖縄特産品振興貸付 「泡盛特例」、沖縄中小企業経営基盤強化貸付創設 出資の対象に商法上の匿名組合等の組合を追加
20年 21年 22年 23年	情報システム統括室を設置 理事長、副理事長の在任地を変更 調査・政策評価課を調査課へ変更	沖縄自立型社会資本整備創設 沖縄経済自立支援創設 教育離島利率特例制度創設 雇用促進低利制度創設

年	組織等	出融資制度
24年	理事長、副理事長の在任地を変更	沖縄雇用・経営基盤強化資金創設 沖縄人材育成資金創設 教育資金所得特例制度創設 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金創設 沖縄環境・エネルギー対策創設
25年	中小企業等資金を中心とした本店融資部門の再編を実施	沖縄自立型経済発展創設 駐留軍用地跡地開発促進貸付創設
平成 27年	コンプライアンス総括室を総務部から企画調査部へ移管	沖縄観光リゾート産業振興貸付創設 沖縄特区等無担保貸付利率特例制度創設 沖縄ひとり親雇用等促進貸付利率特例制度創設 教育ひとり親利率特例制度創設 沖縄地方創生雇用促進貸付利率特例制度創設 沖縄農林漁業台風災害支援資金創設 沖縄人材育成促進貸付利率特例制度創設 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度創設
28年		
30年	中部支店を沖縄市山里へ移転	
31年		
令和 元年	調査部を新設、企画調査部を業務統括部へ改称 調査課を業務統括部から調査部へ移管し、金融経済調査課へ改称 調査部に地域連携情報室を設置 「くるみんマーク」取得	
2年		
3年	出資部門再編により融資第一部産業開発出資班と新事業育成出資室を新設した融資第一部産業振興出資室に統合	新型コロナウイルス感染症特別貸付創設 沖縄生産性向上促進貸付創設 産業開発資金資本性劣後ローン特例制度創設 産業開発資金カーボンニュートラル推進投資利率特例制度創設
4年		
5年	業務統括部に事業者支援推進室を設置 WEBサービス「沖縄公庫コネク」開設	
6年		
7年	検査役を監査室へ改称	沖縄人材活躍推進貸付利率特例制度創設 沖縄社会課題対応企業等支援貸付創設
8年		
	コンプライアンス総括室をコンプライアンス・法務総括室へ改称	
	北部支店を名護市為又へ移転	

3. 事業の内容

(1) 当公庫の概要

① 設立の経緯と目的

沖縄振興開発金融公庫(以下「当公庫」という。)は、沖縄の本土復帰に伴い沖縄における政策金融を一元的・総合的に行うため、沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)(以下「公庫法」という。)に基づいて、政府の全額出資により設立された政府系金融機関です。

当公庫は、設立に際し、米国民政府(※)により設立された琉球開発金融公社、琉球政府により設立された大衆金融公庫並びに琉球政府の産業開発資金金融通特別会計、運搬船建造資金金融通特別会計、住宅建設資金金融通特別会計、農林漁業資金金融通特別会計及び本土産米穀資金特別会計の業務、資産、職員等を引き継いでおります。

当公庫の目的は、公庫法第1条により、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することと規定されております。

(※) 1950年12月15日、米軍政府に代わって設置された米国政府の出先機関で、正式名称は、琉球列島米国民政府(The United States Civil Administration of the Ryukyu Islands)です。米民政府、民政府、又は、頭文字をとってユースカー(USCAR)と称されました。

② 資本金合計、長期借入金等の構成

当公庫の資本金は、令和7年度末現在156,509百万円で、全額を政府が出資しております(公庫法第4条)。
 なお、同日現在における当公庫の資本金合計、長期借入金等の構成は以下のとおりです。

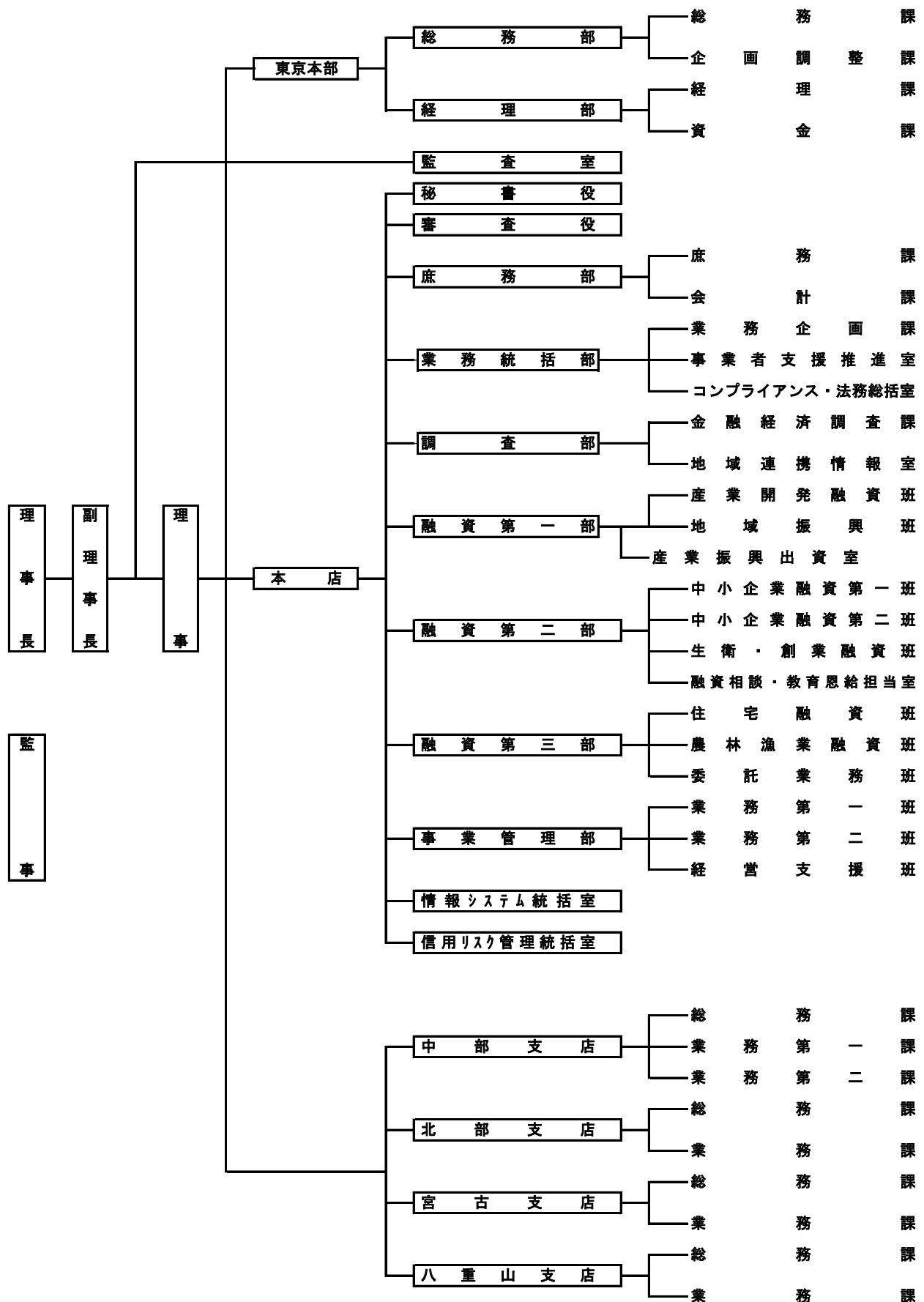
(令和7年度末)

(単位:百万円)

長期借入金等合計(A)		791,932
	政府からの借入金	681,055
	財政融資資金借入金	681,055
	政府以外からの借入金	2,668
	独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金	2,668
債券		108,209
	沖縄振興開発金融公庫債券	105,000
	住宅宅地債券	3,209
資本金合計(B)		156,509
	一般会計出資金	122,078
	承継出資金	21,556
	産業投資出資金	12,875
(A) + (B)		948,441

③ 組織図

(令和8年9月1日現在)



(2) 国との関係

① 国による監督等

ア. 監督

主務大臣(内閣総理大臣及び財務大臣)は、当公庫を公庫法の定めるところに従い監督し、当公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができます(公庫法第32条第2項)。

また、主務大臣は、必要があると認めるときは、当公庫に対して報告を求め、又はその職員に検査させることができます(公庫法第33条第1項)。

当公庫の業務の範囲、貸付利率などの貸付条件等主務省令で定めた事項を記載した業務方法書は、主務大臣の認可を受けなければならない、その記載内容を変更しようとするときも、主務大臣の認可が必要です(公庫法第22条第1項)。

イ. 役員の任命と解任

理事長及び監事は主務大臣が任命し、副理事長及び理事は理事長が主務大臣の認可を受けて任命します(公庫法第10条)。なお、理事長は、当公庫を代表し、その業務を総理します。副理事長は当公庫を代表し、理事長を補佐して当公庫の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行います(公庫法第9条第1項及び第2項)。

主務大臣又は理事長は、それぞれの任命にかかる上記役員に一定の事由がある場合は解任することができ、公庫法第12条の欠格条項に該当するに至った場合は、これを解任しなければならないとされています(公庫法第12条の2)。

② 財務面の関与

ア. 予算及び決算

当公庫の予算及び決算に関しては、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)(以下「予決法」という。)の定めるところによるとされています(公庫法第24条)。

○ 予算

当公庫の予算は、政府関係機関予算として、主務大臣を経由して財務大臣に提出し、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます(予決法第3条、第4条及び第7条)。

また、事業計画、資金計画(財政融資資金借入金、沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券、貸付金等)についても、予算に添付して国会に提出されます。

○ 決算

当公庫は、公庫法、予決法、関連政省令及び告示に基づき、「特殊法人等会計処理基準」に準拠して、損益計算書、貸借対照表及び財産目録からなる法定財務諸表を作成しています。

法定財務諸表は、監事の意見を付して主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受け(予決法第18条)、決算報告書に添えて内閣に送付され(予決法第19条)、会計検査院の検査を経て国会に提出されます(予決法第20条及び第21条)。

イ. 借入金及び債券発行等の制限

当公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府からの借入金、財形住宅貸付に必要な資金を調達するための政府以外の者からの借入金、政令で定めるところによる寄託金の受入れ、沖縄振興開発金融公庫債券、沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券及び沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券の発行をすることができ、資金繰りのため必要がある場合に主務省令で定める金融機関から短期借入金の借入れをすることができます。この短期借入金については、公庫法の規定により、借入れをした事業年度内に償還することが定められています(公庫法第26条及び第27条)。

政府からの借入金及び債券の発行の限度額については、当公庫の予算において定められています。

また、当公庫の予算においては、当該限度額について、予見し難い経済事情の変動等やむを得ない事由により借入金及び債券により調達する資金の増額を必要とする特別の事由がある場合は、財務大臣が当初限度

額の50%の範囲内で増額できるものと定められています。

当公庫が事業を行うにあたっては、四半期ごとに事業計画及び資金計画を作成し、当該四半期における短期借入金の借入れの最高額を定め、主務大臣に提出してその認可を受けなければならず、またこれを変更しようとするときも、主務大臣の許可が必要です(公庫法第23条)。

ウ. 国からの補助金等

当公庫は、各々の目的のために国からの補助金等を受け入れています。当公庫に対する補助金等の国からの交付については、大宗は法律により定められているものではなく、毎年度の予算措置により行われています。

○ 当公庫が受け入れている補助金等の名称と目的

(ア) 沖縄振興開発金融公庫補給金(一般会計)

当公庫の業務の円滑な運営を図るための補給金です。(一部、法律により定められているものを含む。)

(イ) 電源地域振興特別融資促進事業費補助金(エネルギー対策特別会計)

電源地域に立地する企業等に対し当公庫が行う融資への利子補給のための補助金です。

(特別会計に関する法律施行令第51条第1項第14号)

国からの補助金等のうち、「沖縄振興開発金融公庫補給金」の大宗は、当該年度及び過年度に係る貸付金の資金運用利回りと当該年度及び過年度に係る借入金等の資金調達利回りの差額である利息収支差(利ざや)により、代理店である金融機関等への業務委託費や事務費などの経費を賄いきれない場合において、その損益収支差(損失額)を補填して、当公庫の経営基盤を維持し、引き続き沖縄県内における円滑な資金供給を図ることを目的として一般会計より受け入れてきております。なお、令和7年度決算においては、予算措置された沖縄振興開発金融公庫補給金を全額受け入れた上で当期損失金4,069百万円を計上しておりますが、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金97百万円以外の損失金3,972百万円は繰越損失金として整理することとしております。また、米穀資金・新事業創出促進特別勘定に係る損益については、利益金を生じたときはこれを積み立て、損失を生じたときは積立金を減額して整理することとされています。

「電源地域振興特別融資促進事業費補助金」は、電源地域(※)における企業誘致等を促進するために、当公庫が立地企業に低利融資を行う場合の利子補給を目的として受け入れています。

(※) 電源地域とは、火力、水力発電所等の所在する地域で、沖縄県ではうるま市、恩納村等の12市町村を指します。

一般会計より受入の額は、令和7年度実績は1,581百万円、令和8年度予算においては955百万円を予定しています。また、沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律(平成12年法律第77号)により改正された公庫法によって、民間金融機関からの短期借入を導入し、資金の効率的な運用を可能としたほか、デジタル技術等を活用した業務の改善・効率化や経費節減などを進め、自らも収支改善の努力をしています。

○ 補助金等の受入実績と予算

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (予算)
一般会計より受入	6,916	4,547	1,303	1,581	955
特別会計より受入	4	4	3	3	2
電源地域振興特別融資 促進事業費補助金	4	4	3	3	2
合 計	6,920	4,551	1,306	1,584	957

エ. 出資金

当公庫の資本金は、156,509百万円(令和7年度末現在)で、公庫法第4条の規定に基づき、全額政府から出資されています。

当公庫は、一般会計から経営基盤の強化を図るため及び沖縄において新たな事業の創出を促進するための出資金を受け入れており、財政投融資特別会計投資勘定から沖縄の産業振興に寄与する企業への出資財源等としての出資金を受け入れています。

○ 出資金の受入実績と予算

(単位:百万円)

	受 入 額			資本金 (年度末)	主 な 追 加 受 入 理 由
	一般会計	財投特会	計		
令和 2年度	27,960	-	27,960	111,028	・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業者等に対する金融支援策の財源 ・ 沖縄において新たな事業の創出を促進するため及び沖縄の産業振興に寄与する企業への出資財源
3年度	44,500	321	44,821	155,849	・ 新型コロナウイルス感染症対策に係る中小企業者等に対する金融支援策の財源 ・ 劣後ローン融資の財源
4年度	-	-	-	155,849	
5年度	200	100	300	156,149	・ 沖縄において新たな事業の創出を促進するため及び沖縄の産業振興に寄与する企業への出資財源
6年度	100	100	200	156,349	・ 沖縄において新たな事業の創出を促進するため及び沖縄の産業振興に寄与する企業への出資財源
7年度	100	60	160	156,509	・ 沖縄において新たな事業の創出を促進するための出資財源 ・ 劣後ローン融資の財源
8年度 (予算)	100	5,000	5,100		

オ. 会計検査院の検査

当公庫に対しては、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第20条及び第22条第1項第5号に基づき、会計検査院による検査が行われています。検査結果は、毎年、会計検査院から内閣経由で国会に提出されます。

当該検査の観点は以下のとおりです。

- 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているか(正確性)
- 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか(合规性)
- 施策や事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないか(経済性)
- 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているか(効率性)
- 施策や事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また効果を上げているか(有効性)

カ. 主務大臣の検査

主務大臣は、公庫法第32条に基づき当公庫を監督し、必要があると認めるときは、当公庫に対して、業務に関し監督上必要な命令をすることができ、また、同法第33条に基づき、必要があると認めるときは、当公庫に対して報告を求め、又は業務の状況等について検査を行うことができます。

キ. 金融庁の検査

平成14年5月24日に成立した「政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律」により公庫法が改正され、政策金融機関の財務の健全性及び透明性を確保する観点から、公庫法第33条の2に基づく金融庁の検査が行われています。

③ 沖縄政策における当公庫の位置付け

ア. 政府の沖縄振興政策の枠組み

沖縄の本土復帰に伴い、本土の諸制度への円滑な移行と経済社会の格差是正を目的とした沖縄の振興開発は、沖縄振興開発特別措置法(昭和46年法律第131号)、沖縄開発庁設置法(昭和47年法律第29号)及び沖縄振興開発金融公庫法(昭和47年法律第31号)のいわゆる「沖縄開発三法」を基に推進されてきました。

具体的な政策体系は、①政府が沖縄振興開発特別措置法に基づき10年毎に沖縄振興開発計画を策定すること、②高率補助等の財政上の特別措置を駆使して集中的な公共投資を行い、社会資本や産業基盤を整備すること、③当公庫が民間投資を金融面から支援すること、により構成されたものでした。

沖縄振興開発計画は三次にわたり、社会資本整備等は着実に進展しましたが、財政や基地関係収入への依存度が依然として高い沖縄の経済社会の特殊事情に鑑み、平成14年4月1日に沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現を目的として平成24年3月31日を期限とした沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)が新たに施行され、これに基づく総合的な計画として沖縄振興計画が策定されました。これにより、格差是正を基調とするキャッチアップ型の振興開発のみならず、沖縄の特性を十分に発揮したフロンティア創造型の振興策への転換が図られました。

復帰以降、公共事業等に投入される沖縄担当部局予算(復帰後令和7年度末までの累計投入額14兆7,361億円)と、財政投融资制度を背景として民間投資を誘導する当公庫の政策金融(同期間出融資累計額7兆4,930億円)が、「車の両輪」として有効に機能し、復帰後の沖縄の産業振興や社会の開発が推進されてきたところです。

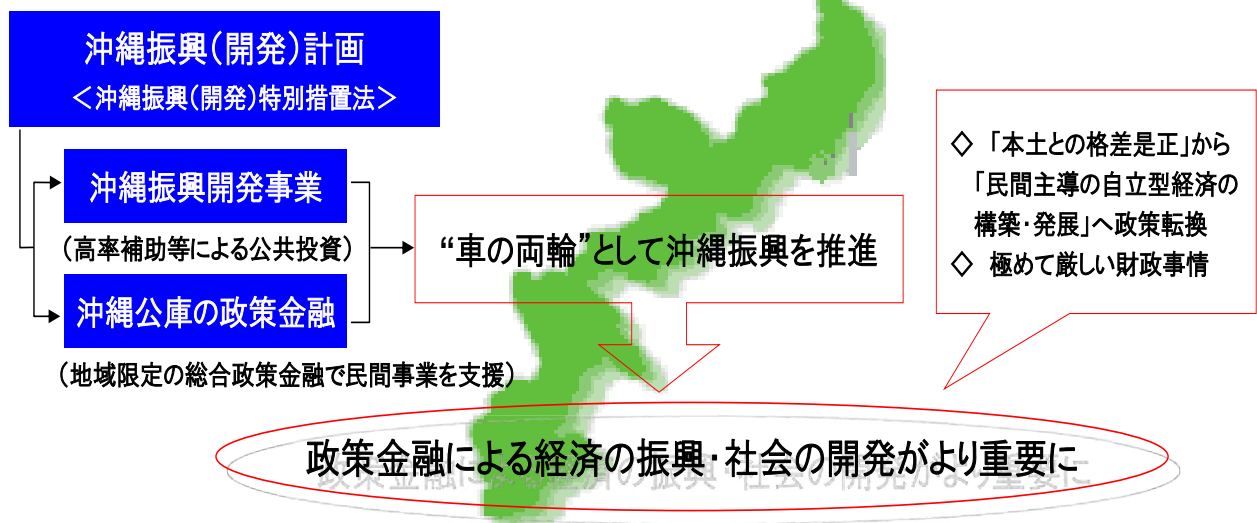
イ. 改正沖縄振興特別措置法について

五次にわたる振興計画が策定され、当初目的の一つであった「本土との格差是正」については、社会資本の整備等により各分野における様々な格差が縮小されてきました。他方、一人当たり県民所得を始めとする課題は依然として存在しており、加えて、子どもの貧困等の課題も残されているなど自立型経済の構築はなお道半ばにあるなか、令和4年4月1日に沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律が施行されました。改正沖縄振興特別措置法は、沖縄の特殊事情に鑑み、沖縄振興基本方針の基で沖縄振興計画を策定し、同計画に基づく事業の推進等、特別の措置を講ずることにより沖縄の振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的としています。

同法第3章「産業の振興のための特別措置」は、観光産業や情報通信産業、国際物流拠点産業集積地域等の特定地域における事業、農林水産業、電気事業、中小企業の振興に関する規定があります。また、同章第9節「沖縄振興開発金融公庫の業務の特例」においては、引き続き、沖縄における新事業の創出促進のための出資業務が、当公庫の特例業務として規定されています。

改正沖縄振興特別措置法は、県の主体性をより尊重した内容及び財政・税制面を中心とした国の支援措置が規定されるほか、令和4年4月改正により、法の期限を10年延長、特区・地域において措置実施計画の認定制度等の導入や北部・離島振興や各分野の政策課題の努力義務規定を創設するものとなっています。

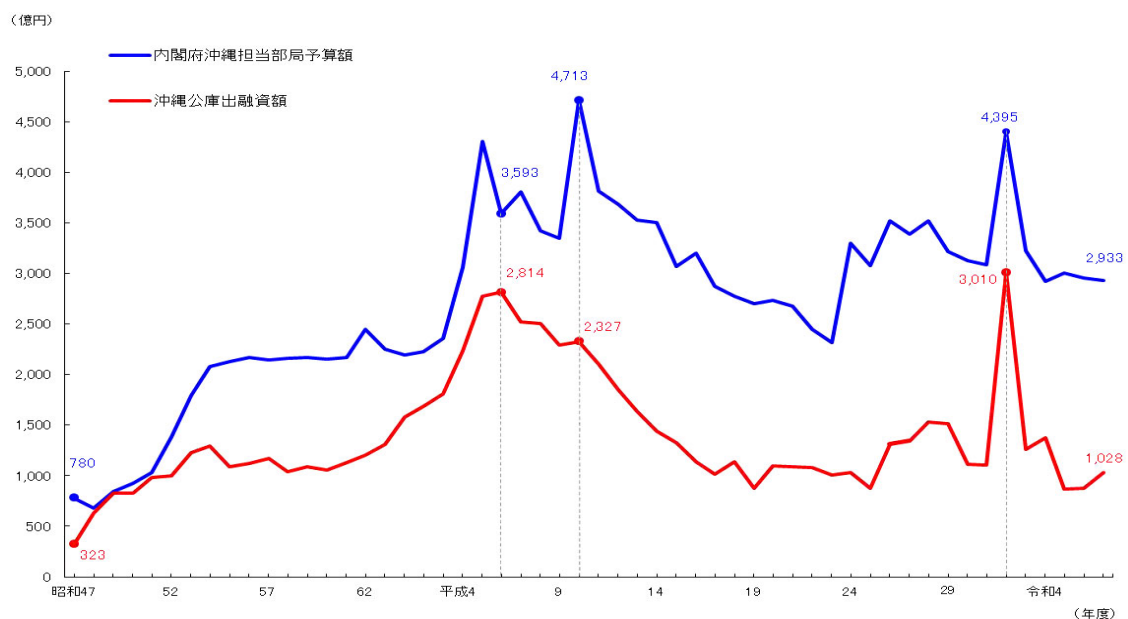
沖縄振興策の体系



ウ. 改正沖縄振興特別措置法における当公庫の役割

改正沖縄振興特別措置法においては、観光関連施設の整備や情報通信産業等の用に供する施設の整備、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する施設の整備、国際物流拠点産業集積地域の区域内の事業の用に供する施設の整備、農林水産業の振興のための事業の実施、電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められる設備の整備、中小企業の振興のために必要な資金の確保が規定されています。また、当公庫の特例業務であるベンチャー企業向けの出資が引き続き規定されています。加えて、同改正に伴い「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)の一部改正が行われ、日本政策金融公庫への統合時期が令和14年度以降に延期されました。引き続き、当公庫による政策金融が国の税・財政措置と並んで「車の両輪」として機能を果たしていくことが大きく期待されています。

内閣府沖縄担当部局予算額と沖縄公庫出融資額の推移



(参考) 沖縄の地域経済、社会について

沖縄は、東西 1,000 km、南北 400 km に及ぶ広大な海域に点在する 160 の島々のうち、48 の有人島（沖縄本島と架橋等で連結された島を含む）を有する島しょ県です。令和 7 年の人口は 147 万人（前年比 0.04% 減）、総面積は 2,282 km² で、うち沖縄本島を除く離島面積が県土全体の約 47% を占めています。沖縄は、日本本土、中国大陸及び東南アジア諸国を結ぶ重要な位置にありますが、本土から遠く離れ、広大な海域に離島が点在する地理的事情は、市場規模の狭小性や物流面の不利性につながり、経済活動の制約となってきました。

加えて、沖縄は「米軍基地」という問題を抱えています。復帰後 54 年を迎えた現在においても県内には米軍提供施設・区域が集中しており、その規模は在日米軍専用施設面積の約 70%、県土全体の約 8%、沖縄本島では約 15% を占めています。米軍提供施設・区域の集中により、良好な県民の生活環境の確保、都市形成、環境保全及び道路等の社会資本整備に多くの課題を残すなど、様々な面で影響を与えています。特に人口が集中する沖縄本島中南部地域においては、土地利用上の大きな制約となっています。

こうした地理的・社会的要因により、沖縄の産業構造は全国に比べ第 2 次産業の割合が低く、第 3 次産業の割合が高くなっています。また、第 2 次産業のうち、製造業は 4.3% と全国（19.5%）の約 4 分の 1 となっていることや、建設業が 8.2% と全国（5.7%）と比較して高いことが特徴としてあげられます。県内総生産は、本土に復帰した昭和 47 年度の 4,592 億円から令和 5 年度には 4 兆 6,430 億円と約 10.1 倍に拡大しており、うち第 3 次産業が 87.0%（全国 73.2%）を占めています。

沖縄の経済社会は、本土復帰以来 5 次にわたる振興計画によって社会資本の整備が進み、沖縄の優位性を活かしたリーディング産業の成長等により活気のある地域に発展してきました。また、令和 4 年度から第 6 次となる「新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」がスタートしています。令和 5 年度の県経済成長率は、物価高が続くものの、入域観光客数の増加を受けた観光需要の回復や消費マインドの高まりなどを背景に、運輸業や宿泊・飲食サービス業などが大幅に増加したことから、名目 4.7% 増加と 3 年連続のプラス成長となりました。一人当たり県民所得は、令和 5 年度 231.5 万円と対前年度で増加しています。しかしながら、一人当たり県民所得は全国 352.1 万円（令和 5 年度）の 65.7% と低く、本土復帰以降、全国最下位の水準（令和 3 年度）にあります。沖縄の一人当たり県民所得の低さについては、労働生産性の低さがその要因の一つであり、沖縄の生産性向上のためには、県内の全事業所の約 99% を占める中小企業の省力化、効率化投資を推進することが重要です。このほか、沖縄は全国と比較し、非正規雇用者の割合が高い状況にあり、正規雇用の拡大など「雇用の質」の改善が課題となっていることから、引き続き産業人材の育成に取り組む必要があります。

現下の沖縄経済は、堅調な観光関連需要等により拡大基調にあります。その一方で、物価高や人手不足の長期化、人件費の上昇に加え、先行き不透明な国際情勢が県経済及び事業者に与える影響について十分に注意する必要があります。また、コロナ禍で増大した債務負担等により、依然として厳しい状況に置かれている事業者も多くいることに留意する必要があります。

また、近年の沖縄においては「子どもの貧困」が喫緊に解決すべき社会的課題と位置づけられています。子育て世帯に占める困窮世帯の割合は、29.3%（平成 28 年度）から 21.4%（令和 7 年度）に改善しつつあるものの、生活保護の受給率やひとり親家庭の割合が多いなど依然として厳しい状況にあります。沖縄県では、令和 4 年 3 月に「沖縄県子どもの貧困対策計画（第 2 期）」を策定し、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備や教育機会の確保、雇用の質の改善に向けた取組等を強化しています。

沖縄は、「沖縄振興基本方針」（令和 4 年 5 月内閣総理大臣決定）において「アジア・太平洋地域との近接性等の優位性・潜在力を活かし、我が国全体の経済成長を牽引する役割も期待されるようになっている」と評価されています。経済のグローバル化に対応しつつ、観光・情報通信産業をはじめとする地域特性を活かした産業の振興を図るとともに、地域内で経済を循環する仕組みを構築することで持続可能な沖縄振興につながるよう、様々な地域課題の解決や事業者の実情に応じた支援など当公庫の積極的な取組が期待されています。

図表1 人口・労働力人口・就業者の推移

(単位：万人)

	沖縄県				全国			
	昭和47年	指数	令和7年	指数	昭和47年	指数	令和7年	指数
人 口	96	100	147	153	10,760	100	12,305	114
労働力人口	38	100	79	209	5,227	100	7,004	134
就業者数	36	100	77	213	5,156	100	6,828	132

資料：沖縄県「推計人口（令和7年10月）」、総務省統計局「人口推計（令和7年10月）」
 沖縄県「労働力調査（令和7年平均）」、総務省統計局「労働力調査基本集計（令和7年平均）」

図表2 産業別構成比（令和5年）

(単位：億円、%)

	沖縄県		全 国
	金 額	構成比	構成比
第1次産業	440	0.9	0.8
第2次産業	5,909	12.7	25.3
うち製造業	1,991	4.3	19.5
うち建設業	3,810	8.2	5.7
第3次産業	40,406	87.0	73.2
うち卸売・小売業	4,331	9.3	11.8
うち不動産業	5,892	12.7	12.7
うち運輸・郵便業	3,134	6.7	5.1
うち情報通信業	1,744	3.8	6.3
うちサービス業	9,329	20.1	15.4
輸入品に課される税・関税	261	0.6	2.3
(控除)総資本形成に係る消費税	△ 586	△ 1.3	△ 1.6
合 計	46,430	100.0	100.0

(注) 全国は暦年の数値

資料：沖縄県「令和5年度県民経済計算」、内閣府経済社会研究所「2024年度国民経済計算」

図表3 県（国）内総支出（名目）に占める財政支出等の割合

(単位：%)

区分	年度	令和元	2	3	4	5	6
財政支出	政府最終消費支出	沖縄県	22.5	24.5	24.5	25.6	24.1
		全 国	19.4	20.4	20.5	20.7	20.1
	公的固定資本形成	沖縄県	11.6	12.4	13.0	12.6	12.7
		全 国	5.1	5.5	5.3	5.0	5.0
	合 計	沖縄県	34.1	36.9	37.5	38.2	36.8
		全 国	24.5	25.9	25.8	25.7	25.1
	民間企業設備投資	沖縄県	13.4	13.2	13.6	14.1	13.8
		全 国	17.8	17.5	17.6	18.4	18.5
(参考)	移（輸）出入差	△ 14.1	△ 16.8	△ 18.4	△ 18.3	△ 14.9	△ 13.7
	軍関係受取	6.1	6.3	6.8	7.1	9.2	—
	観光収入	15.7	5.9	6.7	15.8	18.3	—
		(44.6)	(19.8)	(21.7)	(44.4)	(50.4)	—

(注) 1. 全国は暦年の数値

2. 政府最終消費支出の沖縄県は、地方政府等最終消費支出である

3. 移（輸）出入差とは、移（輸）出の構成比から移（輸）入の構成比を控除した値である

4. 軍関係受取は、米軍等への財・サービスの提供、米軍基地からの要素所得の合計である

5. 観光収入欄の（ ）書きは、移（輸）出に占める観光収入の割合（%）である

資料：沖縄県「令和5年度県民経済計算」、「令和7年度沖縄県経済の見通し」

内閣府経済社会研究所「2024年度国民経済計算」

(3) 業務内容

① 業務の範囲

当公庫は、公庫法第1条に規定する目的を達成するため、同法第19条及び第21条の規定により、本土における株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構及び独立行政法人福祉医療機構(福祉貸付を除く。)(以下「日本政策金融公庫等」という。))が行っている業務に相当する次の業務を一元的に行っています。

また、当公庫は、日本政策金融公庫等と同様の融資制度のほか、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において政府の資金支援を規定している施策に基づく制度、及び法律に規定されていないが政府や沖縄県の振興施策、構想等を資金面から支援するための制度(以下「沖縄公庫独自制度」という。)を有しており、これらの制度を活用し、沖縄の経済の振興と社会の開発を金融面から支援しています。

ア. 融資業務

産業開発資金、中小企業資金、生業資金、教育資金、恩給担保資金、生活衛生資金、農林漁業資金、住宅資金及び医療資金の貸付け

イ. 社債の取得業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金又は沖縄において事業を行う中小企業者の事業の振興に必要な長期資金の調達のために発行される社債の取得

ウ. 債務の保証業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債務の保証

エ. 債権の譲受け業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金に係る債権の譲受け

オ. 出資業務

沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金の出資

カ. 新事業創出促進出資業務

沖縄における新たな事業の創出を促進するものであって、沖縄の産業の振興に寄与する事業に必要な資金の出資(※)

キ. 債務の株式化業務

経営不振に陥っているものの、再生の見込みがある企業に対する貸付金等(産業開発資金、中小企業資金、生業資金、農林漁業資金、生活衛生資金に限る)の株式への振替え(DES)

ク. 受託業務

独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務、独立行政法人勤労者退職金共済機構の審査回収業務及び独立行政法人福祉医療機構における旧年金資金運用基金の貸付債権の管理回収業務の受託

(※) 沖縄振興特別措置法第68条及び第69条に基づく当公庫の業務の特例として平成14年度から設けられたもので、沖縄において新たな事業を行う方及び新たな事業分野の開拓を行う方(分社化を含む。))に対して出資を行う業務です。

当公庫の業務範囲図



② 当公庫が果たす役割

ア. 豊かな沖縄の実現

当公庫は、沖縄県のみを対象地域として、豊かな沖縄の実現のために、本土における政策金融機関の業務を一元的に行う総合的な政策金融機関として、沖縄の経済の振興と社会の開発を金融面から支援しています。具体的には、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間投資の補完・奨励を行っています。また、事業に必要な資金を供給するほか、教育、住宅、医療等あらゆる分野における多様な資金ニーズに応えるとともに、蓄積したノウハウ、金融・経済情報の提供等によるプロジェクト形成支援や、沖縄の地域課題である子どもの貧困対策の推進等に積極的に取り組んでいます。

当公庫では、上記の役割を担うために、以下の取組を行っています。

1) 沖縄公庫独自制度と日本政策金融公庫等と同様の制度

当公庫の資金には、当公庫独自の制度と日本政策金融公庫等と同様の制度があります。前者は、沖縄の地域的な政策課題に応えるための融資制度であり、当公庫が予算要求し、主務官庁等の指導・調整を経て、予算上措置されることになります。後者は、全国ベースの政策金融を沖縄においても実施するための融資制度であり、日本政策金融公庫等が予算要求したものが認められれば、ほぼ同様の内容で当公庫にも導入されます。沖縄公庫独自制度の概要については、本説明書27ページをご参照ください。

2) セーフティネット機能の発揮

当公庫は、国際的な金融秩序の混乱など、経済・金融情勢等の経営環境の変化により大きな影響を受けた企業等を対象としてセーフティネット貸付等を設け、資金繰り緩和による経営安定化支援を行っています。また、台風災害時等にも「相談窓口」を設置し、被災事業者や県民からの相談に迅速に対応しています。

3) ひとり親家庭支援・雇用環境の改善

当公庫は、ひとり親家庭や若年者の就労支援、従業員の処遇改善及び人材育成に積極的に取り組む事業者等に対して、金利負担を軽減する特例を設けることにより、沖縄の地域課題である子どもの貧困問題の解消及び雇用環境の改善に取り組んでいます。

4) 新規事業支援

沖縄における新たな事業の創出を促進することは、沖縄の産業振興や雇用創出のために重要な要素となっています。当公庫は、豊富な新規事業関連支援融資制度や新事業創出促進出資制度を通じて、創業やベンチャービジネス等、新たに事業を行う方を支援しています。

5) 事業再生支援

当公庫は、事業再生向け融資制度を整備するとともに、民間金融機関や沖縄県中小企業活性化協議会との業務連携を深めるなど、地域経済活性化に向けて、引き続き事業再生支援に取り組んでいます。

6) 情報提供サービス

当公庫では、沖縄の社会開発・産業経済・企業経営などのテーマについて内外の最新情報の収集分析を行い、調査結果を各種レポートの発刊や記者発表等を通して広く一般に提供しています。これらは、県内における行政の施策立案や企業の投資判断に有用な情報として広く活用されています。

また、当公庫のホームページでは、「サービスのご案内」、「店舗案内」、「ニュースリリース」等、顧客が必要とする情報が容易に閲覧できるほか、「ご意見・お問い合わせ」のサイトを設置して、顧客からの問い合わせや意見等が業務に反映できるようにしています。

このほか、人手不足や原材料費高騰などの事業者の課題解決に役立つ各種セミナーを開催するほか、ホームページに経営力向上に資する動画コンテンツを掲載するなど、事業展開に有用な情報を積極的に発信しています。

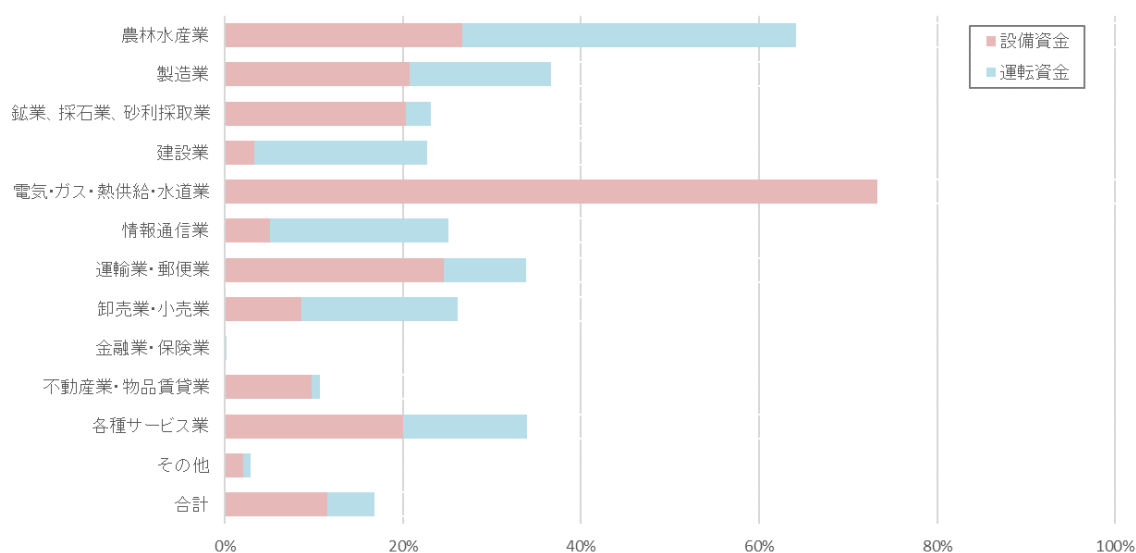
イ. 民間金融の補完

公庫法第1条においては、当公庫は「沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資する」旨定められています。

沖縄県内における当公庫の貸出シェアは、設備資金貸出シェアが高くなっています。業種別では、電気・ガス、運輸業におけるシェアが特に高くなっています。（下記のグラフをご参照ください。）

このことは、財政投融资資金を原資として長期・固定の融資を行う当公庫が、政策ニーズが高く投資回収に比較的長期を要する設備資金の融資を重点的に担い、企業の生産活動の枠組みづくりを支援する一方で、主に短期性預金を原資とする県内民間金融機関が、貸出期間の短い運転資金を融資することにより、企業活動に必要な経常的資金を供給してきたことを示すもので、資金供給機能の特質に応じた役割分担（民間金融の補完）が進んでいます。

沖縄公庫融資残高の業種・用途別貸出シェア（令和7年度末現在）



注1: 県内3行（地銀、第二地銀）との合計に占める割合。

注2: 統計の関係上、融資残高には、貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、未払承諾見返が含まれる。

注3: 各種サービス業は、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されない）が含まれる。

資料: 各行決算説明資料を基に沖縄公庫作成

③ 業務の概要(令和8年9月1日現在)

ア. 資金の種類

○ 沖縄における事業者向け資金

資金名等	出 融 資 対 象	資 金 使 途
産 業 開 発 資 金	産業の振興開発に寄与する事業を営む企業等	設備資金等
中 小 企 業 資 金	建設業、製造業、運輸業、卸売業、小売業、飲食店、サービス業等を営む中小企業者	設備資金 長期運転資金
生 業 資 金	沖縄に住所を有し、沖縄において適切な事業計画の下に独立して事業を営む方等	設備資金 運転資金
生 活 衛 生 資 金	飲食店、喫茶店、食肉販売業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容業、美容業、旅館業、浴場業、クリーニング業等を営む生活衛生関係営業業者等	設備資金 運転資金
医 療 資 金	病院、診療所、介護老人保健施設、医療従事者養成施設等を開設する個人又は医療法人等	設備資金 運転資金
農 林 漁 業 資 金	農業(畜産業を含む)、林業及び漁業を営む方 農林畜水産物の加工、流通、販売の事業を営む方	設備資金 運転資金
出 資	沖縄において産業の振興開発に寄与する事業を行う企業等	事業に必要な資金
新事業創出促進出資	沖縄において新たな事業を行う方、新たな事業分野の開拓を行う方	事業に必要な資金

○ 沖縄における住宅取得者・賃貸事業者向け資金

資金名等	融 資 対 象	資 金 使 途
住 宅 資 金	個人住宅を建設又は購入する者、住宅の改良を行う者、アパート・分譲住宅等の建設を行う方	住宅の建設等に必要な資金

○ 沖縄における教育資金等が必要な方向けの資金

資金名等	融 資 対 象	資 金 使 途
教 育 資 金	高校、大学等に入学又は在学する者の保護者等	入学及び在学に必要な資金
恩 給 担 保 資 金	恩給等の支給を受けている方	生活資金等

イ. 基本資金と特定資金

産業開発資金及び生業資金は、大きく基本資金と特定資金に区分されています。基本資金は、産業の振興開発に寄与する事業者や小規模事業者等に対して、広く適用される資金です。特定資金は、特定の政策目的に沿って創設されており、対象者や対象設備を特定した要件に該当するものについて、金利、融資限度額、融資期間等の条件が優遇されています。

また、中小企業資金、生活衛生資金、住宅資金、農林漁業資金及び医療資金には、基本資金はなく、すべてが特定の対象者や対象設備に対して適用されることになっています。

ウ. 沖縄公庫独自制度

当公庫では、日本政策金融公庫等と同様の融資制度のほか、沖縄の地域的な政策課題に応えるため、当公庫独自の出融資制度を取り扱っています。沖縄公庫独自制度の概要については、本説明書27ページをご参照ください。

エ. 直接貸付・代理貸付

当公庫では、公庫の本店及び支店で直接融資業務を行うと共に、公庫資金の幅広い利用を図るため、沖縄県内の銀行などを代理店とし、その本店及び支店を通じて融資を行っています。

○ 取扱窓口(令和8年9月1日現在)

取 扱 店		取 扱 資 金								
		産業開発資金	中小企業資金	生業資金	恩給担保資金	教育資金	生活衛生資金	医療資金	農林漁業資金	住宅資金(個人) 住宅資金(賃貸住宅)
公 庫 本 店		○	○	○	○	○	○	○	○	○
公 庫 支 店			○	○	○	○	○	○	○	
代 理 店	(株)琉球銀行		○	○	○※1	○	○			○
	(株)沖縄銀行		○	○		○	○			○
	(株)沖縄海邦銀行		○	○	○※2	○	○			○
	沖縄県労働金庫									○
	沖縄県農業協同組合					○			○	○
	九州信用漁業協同組合連合会					○			○	○
	農林中央金庫								○	
	コザ信用金庫		○	○		○	○			○

※1 久米島支店のみ

※2 国頭支店のみ

④ 各融資制度及び出資制度の概要(令和8年9月1日現在)

ア. 産業開発資金

産業開発資金は、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金であって、設備の取得、改良、補修又は土地の取得、造成及び研究開発等に必要な資金を対象としています。また、当該資金に係る債務の保証、社債の取得、貸付債権の譲受けも対象としています。

産業開発資金には、リスクが高い、あるいは多額の初期投資を必要とし投資回収に長期を要するものの、地域の新たな発展のために重要な都市基盤整備、交通基盤整備、情報通信網整備、流通施設整備等のプロジェクトを調整・誘導し実現させていく地域開発金融としての役割があります。また、設備の新・増設や維持補修に多額の資金を必要とするエネルギー、観光、交通運輸、製造業等の主要産業に対し、その事業に必要な資金を適切に供給する産業金融としての役割もあります。

民間主導の自立型経済の構築・発展に向け、各般の沖縄振興策が進行・具体化するなか、産業開発資金は、民間企業や第三セクター事業への融資を通じて、各種プロジェクトの実現を支援します。

イ. 中小企業資金

中小企業資金は、沖縄の中小企業の成長発展と経営基盤の強化を図るため、国や県の中小企業施策に則り、中小企業の設備取得、改修等に必要な資金や長期運転資金の融資、中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債の取得を対象としています。

沖縄は中小企業の割合が高く、一般的に不安定な経営を余儀なくされています。中小企業資金は、長期固定の資金で中小企業の幅広い資金需要に対応しています。

ウ. 生業・教育・恩給担保資金

生業資金は、中小企業の中でも小規模な事業者(個人、法人は問いません。)が事業に必要とする設備資金及び運転資金を対象としています。とりわけ、民間金融機関等からの資金調達が困難な新規開業者や業歴の浅い事業者等に対して資金を融資することで、小規模事業者の成長・発展を支援しています。

また、高校・大学・専門学校等に入学及び在学するために必要な資金を対象とする教育資金や恩給等を受給されている方が必要とする資金を対象とする恩給担保資金を取り扱っています。

エ. 生活衛生資金

生活衛生資金は、飲食店、喫茶店、旅館業、理容業、美容業、クリーニング業等の生活衛生関係営業者の衛生水準の向上及び経営の近代化等を促進することを目的とし、店舗の新築や増改築、改装、設備の取得等に必要とする資金や運転資金を対象としています。

オ. 医療資金

医療資金は、県内の地域医療体制整備と施設の充実、医療水準の向上を図るため、国や沖縄県の医療関連施策等を踏まえながら、病院、診療所、介護老人保健施設、医療従事者養成施設等の新築資金や増改築資金、医療機器等の購入資金、長期運転資金の融資を行い、沖縄の医療事情の改善に大きな役割を果たしています。

カ. 農林漁業資金

農林漁業資金は、農林水産業の生産基盤の整備と生産力の維持・向上を図るため、農地の取得をはじめとする農林漁業生産施設・設備の改良、造成、取得等に応える設備資金に加え、製糖企業等の合併・合理化等に必要資金、造林に必要な資金、果樹の植栽、家畜取得、肥料・飼料購入等に必要資金等に応える長期運転資金も含めた幅広い分野の資金需要に対応しています。

沖縄の農林水産業は、サトウキビやパイナップルといった基幹作物の生産を中心に発展してきましたが、近年では、わが国唯一の亜熱帯性気候という地域特性を活かした野菜や果物の人気定着しつつあるほか、本土向けの花卉や水産養殖業なども盛んです。

また、食品加工流通業は農林水産物の需要を確保するために大きな役割を果たしていますが、一方では食品の安全性への関心の高まりから、品質管理の高度化が求められています。

当公庫では、様々な長期低利の資金メニューを揃え、これら時代の要請に応える農林水産業・食品加工流通業を支援しています。

キ. 住宅資金

住宅資金は、長期・固定の融資を通じて、沖縄における持家取得の促進や居住水準の向上を図るため、中高層アパートの建設資金、住宅のリフォームのための資金、個人住宅の建設資金、マンションの購入資金等を設け、“住まい”に関する幅広い資金需要に対応しています。

ク. 出資(産業基盤整備、リーディング産業支援)

当公庫の出資は、沖縄における産業の振興開発を図るうえで特に政策意義の大きな事業に対して、長期安定資金を供給することにより、民間金融を補完し、当該事業の経営基盤強化を図ることを目的としています。

これまで、出資機能を活用して、基幹交通体系の整備や市街地の再開発など大規模な地域開発プロジェクトの実現に取り組み、また、沖縄のリーディング産業に関連する企業の事業拡大など競争力強化に必要な資金を供給することにより、沖縄振興を積極的・戦略的に推進してきました。

地域にとって政策的意義が高く、経済波及効果も大きい大型プロジェクトは、長期にわたってその政策意図が十分に反映されるよう関係者間の合意を形成しつつ、期待された成果と一定の事業採算を確保していくことが重要です。当公庫は、これまで蓄積してきたさまざまな事業化ノウハウや出融資機能を活用し、公平・中立的な観点から、プロジェクト等の実現をきめ細かく支援しています。

また、平成26年度からは、従来の産業基盤整備に加えて、沖縄のリーディング産業を支援するため、沖縄の

経済発展を牽引する事業者等が事業拡大や基盤強化を図るために資金を必要とする場合も、出資の対象となりました。

ケ. 新事業創出促進出資

新事業創出促進出資は、沖縄における新たな事業の創出を促進することを目的に、沖縄振興特別措置法において定められている当公庫の特例業務です。地域資源やノウハウ等を活用した創業、事業化の取組みは、新たなモノやサービス等の供給による地域経済の活性化、雇用の創出に向けて重要であり、当公庫は本出資機能の活用により積極的に支援しています。

○ 沖縄公庫独自制度の概要

出・融資の種類	資金名	資金使途等
電気	産業開発資金	・発電設備、送電設備、変電設備、配電設備又は通信設備の取得・改良に必要な資金
ガス		・ガス製造設備又はガス供給設備の取得・改良に必要な資金
海運		・1,000G/T未満の沖縄離島航路就航船等の建造又は改造に必要な資金 ・1,000G/T以上の旅客船又は貨物船の建造又は改造に必要な資金
航空		・定期航空に寄与する設備の購入に必要な資金 ・航空機等の購入に必要な資金
沖縄自立型 経済発展		・沖縄の民間主導の自立型経済の発展に向けた産業の振興開発に寄与する特定の事業(情報通信産業の集積、交通体系の整備事業、県内事業者による海外展開事業)に必要な資金 ・地方公共団体等の事業・資産を譲り受け又は地方公共団体等の資産の貸付け等を受け、民間の資金、経済能力及び技術的能力を活用して効率的かつ効果的に実施される事業に必要な資金 ・高等教育を実施するために必要な施設等の整備に必要な資金 ・廃棄物を適正に処理する事業に必要な施設の整備に必要な資金 ・再生可能エネルギーを導入する施設を取得するために必要な資金 ・沖縄における自立型経済の発展に向けた産業の振興開発に寄与する事業の円滑な遂行に必要な非設備事業資金
基本資金		・沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に係る設備の取得、改良若しくは補修に必要な資金
駐留軍用地跡地 開発促進貸付	産業開発資金 中小企業資金 生業資金	・駐留軍用地跡地の開発を促進するため、跡地の開発に資する施設の整備に必要な資金(産業開発資金については土地の造成に必要な資金を含む)
沖縄観光リゾート 産業振興貸付		・国又は県の観光関連施策に基づく整備地域において、観光リゾート産業の振興に寄与する事業を行うために必要な資金
国際物流拠点産業 集積地域等特定 地域振興資金貸付		・国際物流拠点産業集積地域内において、国際物流拠点産業の用に供する施設の設置等を行う者が、当該事業を行うために必要な資金 ・産業イノベーション促進地域内において、製造業等の用に供する施設の設置等を行う者が、当該事業を行うために必要な資金
沖縄情報通信産業 支援貸付	産業開発資金 (情報通信関連事業のみ) 中小企業資金 生業資金	・国又は県の情報通信産業振興関連施策に基づく指定地域内において、情報通信関連事業を行うために必要な資金及び情報通信産業の振興に寄与する情報関連人材を養成又は派遣する事業を行うために必要な資金
沖縄特産品振興貸付	中小企業資金 生業資金	・沖縄の地域資源を活かした製品の開発、製造又は販売を行うために必要な資金 ・沖縄固有の技術・ノウハウを活用した製品の製造又は販売を行うために必要な資金

出・融資の種類	資金名	資金使途等
沖縄創業者等 支援貸付	中小企業資金 生業資金	・新規市場の創出が見込まれる事業を新たに行うために必要な資金等 ・雇用の創出を伴う事業の新規開業を行うために必要な資金等 ・経営多角化を図り、新たな事業を行うために必要な資金
沖縄離島・北部地域 振興貸付		・沖縄県内の離島及び北部地域(名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町)において産業の振興及び経済の活性化に資する事業を行うために必要な資金
沖縄生産性向上 促進貸付		・中小企業等経営強化法第52条に基づき、先端設備等導入計画の認定を受けた方が当該計画を行うために必要な資金
沖縄社会課題対応企 業等支援貸付		・社会的課題の解決を目的とする事業を行う方が、当該事業を行うために必要な資金 ・母子家庭の母又は父子家庭の父が事業を行うために必要な資金
沖縄雇用・経営 基盤強化資金	生業資金	・沖縄県が定める沖縄雇用・経営基盤強化事業に基づき、商工会・商工会議所等の実施する経営強化指導を受けているものが、経営強化を行うために必要な資金
位置境界 明確化資金		・位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化に伴い、土地、借地権、建物等を取得するために必要な資金
沖縄人材育成資金	教育資金	・高等学校卒業相当の資格を得た後、大学等で教育を受けるために必要な資金
おきなわブランド 振興資金	農林漁業資金	・県の認定と主務大臣の指定を受けた拠点産地で生産される農林水産物(戦略品目)について、その競争力を強化する事業に必要な資金
沖縄農林漁業 経営改善資金		・農業関係施設、農機具、林産物の処理加工・流通・販売に必要な設備の改良、造成又は取得等に必要な資金 ・漁船(20t未満)の改造、建造又は取得に必要な資金
製糖企業等資金		・製糖業、パイナップル缶詰類の製造に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金及び当該製造業者の合併に伴う合理化に必要な資金
水産加工施設資金		・水産動植物を原料又は材料として使用する製造又は加工に必要な施設の改良、造成又は取得に必要な資金
沖縄農林畜水産物等 起業化支援資金		・農林畜水産物等を用いた製品の開発又は農林畜水産物の品種改良を行うために必要な資金
沖縄農林漁業 台風災害支援資金		・台風災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
出 (産業基盤整備・リーディング産業支援)	資	・産業の振興開発に寄与する事業を行う企業等に対する出資
新事業創出促進出資		・新たな事業を行う方及び新たな事業分野の開拓を行う方に対する出資

制 度	制 度 の 内 容
沖縄ひとり親支援貸付 利率特例制度	・国によるひとり親の雇用にかかる助成を受ける方(受けた方を含む。)、沖縄県の「女性の就職総合支援事業」を活用してひとり親を雇用している方、事業所内保育施設等を設置又は増改築する方に対する貸付利率の特例
沖縄人材活躍推進貸 付利率特例制度	・人材育成又は人手不足対応等に係る国又は沖縄県の助成金等を受けた方、人手不足対応を図る方であって、人材活躍推進に係る事業計画を策定し、当該計画の実現に向けた取組みを図る方に対する貸付利率の特例
赤土等流出防止低利 (ちゅら海低利)	・当公庫の既存の融資制度が適用される設備投資等のうち「沖縄県赤土等流出防止条例」が適用され、かつ、排出する濁水の浮遊物質量を同条例に定める基準(200mg/l)を下回る100mg/l以下に抑える方に対する貸付利率の特例

制 度	制 度 の 内 容
産業開発資金資本性劣後ローン特例制度	・ 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業を行う企業等の財務体質を強化するための資本性資金を供給する特例
カーボンニュートラル推進投資利率特例制度	・ カーボンニュートラルに資する投資にかかる金利負担を軽減する特例を設けることにより、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入等の促進を図る貸付利率の特例
離島・過疎地域特例	・ 離島・過疎地域における病院等の新築及び増改築資金の融資限度額の特例
沖縄特区等無担保貸付利率特例	・ 産業開発資金及び中小企業資金を対象として、国又は県の施策に基づく特区・地域制度において対象業種等を営む方が行う、新たな事業所の設置や耐震対策のために必要な資金の貸付けに対する利率の特例
教育離島特例	・ 沖縄県内の離島から居住島以外の地域へ進学するための教育資金の貸付利率の特例
教育資金所得特例	・ 所得が一定以下の方に対する教育資金の貸付利率の特例
教育ひとり親特例	・ ひとり親家庭の親が修学するための教育資金の貸付利率の特例

⑤ 融資業務の状況

ア. 資金別貸付残高及び出資残高の推移

(単位:件、百万円)

	令和2年度末		令和3年度末		令和4年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
産業開発資金	315	397,763	311	401,418	313	426,405
中小企業資金	2,252	203,861	2,279	208,999	2,265	208,875
生業資金	22,990	236,100	23,656	242,341	24,390	243,601
教育資金	18,604	15,752	19,679	16,220	20,486	16,445
恩給担保資金	350	333	341	243	233	116
生活衛生資金	2,282	16,954	2,125	16,514	2,139	16,194
医療資金	255	28,734	271	32,652	276	39,334
農林漁業資金	2,158	30,849	2,102	32,082	2,172	31,465
米穀資金	21	184	18	163	18	169
住宅資金	9,056	96,350	8,366	87,593	7,671	80,099
財形住宅資金	751	5,071	695	4,535	640	3,998
貸付合計	59,034	1,031,951	59,843	1,042,759	60,603	1,066,702
企業等に対する出資	32	5,732	32	5,732	30	5,132
新事業創出促進出資	43	1,876	42	1,846	44	2,109

	令和5年度末		令和6年度末		令和7年度末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
産業開発資金	302	404,136	297	392,514	280	390,598
中小企業資金	2,231	203,568	2,218	201,323	2,250	202,980
生業資金	24,485	232,681	24,444	220,971	24,331	210,260
教育資金	20,731	16,043	20,719	15,575	20,358	14,828
恩給担保資金	118	50	54	21	14	6
生活衛生資金	2,167	15,726	2,212	14,602	2,236	13,916
医療資金	273	40,940	269	39,060	266	39,568
農林漁業資金	2,213	30,266	2,152	29,672	2,140	28,581
米穀資金	15	113	15	102	14	93
住宅資金	6,931	72,703	6,298	65,779	5,822	60,589
財形住宅資金	595	3,518	550	3,074	510	2,666
貸付合計	60,061	1,019,742	59,228	982,693	58,221	964,084
企業等に対する出資	31	5,221	32	5,310	34	5,532
新事業創出促進出資	45	2,144	44	2,272	42	2,293

(注) 貸付残高は取得社債を含みます。

イ. 業種別貸付残高の推移

(単位:百万円、%)

	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
農 林 水 産 業	22,924 (2.2)	23,169 (2.2)	22,553 (2.2)	21,432 (2.2)	20,848 (2.2)
鉱 業・採石業・ 砂利採取業	2,499 (0.2)	2,311 (0.2)	2,047 (0.2)	1,776 (0.2)	1,471 (0.2)
建 設 業	63,980 (6.1)	65,350 (6.1)	64,205 (6.3)	63,101 (6.4)	59,860 (6.2)
製 造 業	65,899 (6.3)	66,544 (6.2)	63,942 (6.3)	63,874 (6.5)	63,633 (6.6)
電 気・ガ ス・ 熱供給・水道業	131,126 (12.6)	156,997 (14.7)	163,445 (16.0)	180,004 (18.3)	193,814 (20.1)
情 報 通 信 業	8,906 (0.9)	9,080 (0.9)	8,761 (0.9)	8,363 (0.9)	8,354 (0.9)
運 輸 業・郵便業	48,729 (4.7)	45,941 (4.3)	47,585 (4.7)	44,533 (4.5)	41,554 (4.3)
卸売業・小売業	95,652 (9.2)	95,270 (8.9)	90,023 (8.8)	87,266 (8.9)	86,391 (9.0)
金 融 業・保険業	586 (0.1)	611 (0.1)	627 (0.1)	606 (0.1)	532 (0.1)
不 動 産 業・ 物 品 賃 貸 業	245,972 (23.6)	242,840 (22.8)	213,491 (20.9)	187,343 (19.1)	180,078 (18.7)
学術研究・専門・ 技術サービス業	12,053 (1.2)	12,448 (1.2)	11,415 (1.1)	12,133 (1.2)	11,810 (1.2)
宿 泊 業・飲 食 サ ー ビ ス 業	136,116 (13.1)	130,017 (12.2)	125,813 (12.3)	119,794 (12.2)	112,392 (11.7)
生活関連サービス 業・娯 楽 業	43,229 (4.1)	51,829 (4.9)	49,550 (4.9)	46,952 (4.8)	45,351 (4.7)
教育・学習支援業	10,670 (1.0)	10,045 (0.9)	9,399 (0.9)	8,849 (0.9)	8,276 (0.9)
医 療 ・ 福 祉	64,712 (6.2)	71,138 (6.7)	71,564 (7.0)	68,156 (6.9)	67,132 (7.0)
複合サービス事業	636 (0.1)	753 (0.1)	726 (0.1)	706 (0.1)	661 (0.1)
サービス業(他に 分 類 さ れ な い)	17,777 (1.7)	17,980 (1.7)	17,204 (1.7)	16,558 (1.7)	16,101 (1.7)
そ の 他	71,294 (6.8)	64,379 (6.0)	57,393 (5.6)	51,248 (5.2)	45,825 (4.8)
合 計	1,042,759 (100.0)	1,066,702 (100.0)	1,019,742 (100.0)	982,693 (100.0)	964,084 (100.0)

(注) 1. 貸付残高は社債の取得を含みます。

2. 「その他」は、個人住宅資金、教育資金、恩給担保資金等にかかるものです。

3. () 内は構成比です。

ウ. 使途別貸付残高の推移

(単位:百万円、%)

	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
設 備 資 金	689,814 (66.2)	710,910 (66.6)	680,603 (66.7)	660,682 (67.2)	656,473 (68.1)
運 転 資 金	352,946 (33.8)	355,792 (33.4)	339,139 (33.3)	322,010 (32.8)	307,612 (31.9)
合 計	1,042,759 (100.0)	1,066,702 (100.0)	1,019,742 (100.0)	982,693 (100.0)	964,084 (100.0)

(注) 1. 貸付残高は社債の取得を含みます。

2. ()内は構成比です。

エ. 担保別年間貸付額の推移

(単位:百万円、%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
不 動 産	27,209 (22.1)	22,097 (16.5)	25,174 (30.1)	17,300 (20.7)	29,193 (29.8)
工 場 抵 当	3,845 (3.1)	5,890 (4.4)	246 (0.3)	1,421 (1.7)	1,882 (1.9)
財 団 抵 当	840 (0.7)	12,709 (9.5)	3,730 (4.5)	1,130 (1.4)	1,920 (2.0)
そ の 他	3,645 (3.0)	2,295 (1.7)	5,985 (7.2)	4,571 (5.5)	1,758 (1.8)
担 保 貸 付 計	35,539 (28.9)	42,990 (32.1)	35,135 (42.0)	24,422 (29.3)	34,752 (35.4)
無 担 保	21,377 (17.4)	15,895 (11.9)	4,582 (5.5)	6,865 (8.2)	5,482 (5.6)
無 担 保 無 保 証	66,029 (53.7)	75,222 (56.1)	43,869 (52.5)	52,130 (62.5)	57,827 (59.0)
無 担 保 貸 付 計	87,406 (71.1)	91,116 (67.9)	48,451 (58.0)	58,995 (70.7)	63,309 (64.6)
合 計	122,945 (100.0)	134,107 (100.0)	83,587 (100.0)	83,417 (100.0)	98,061 (100.0)

(注) 1. 貸付額は社債の取得を含みます。

2. 各値は貸付契約ベースです。また、教育資金、恩給担保資金、住宅資金及び財形住宅資金は含みません。

3. ()内は構成比です。

⑥ 業務委託の方法

当公庫は、沖縄振興開発金融公庫法施行規則(昭和47年総理府・大蔵省令第1号)第1条に規定する金融機関(以下「委託金融機関」又は「代理店」という。)に対し、当公庫の貸付けに関する申込みの受理及び審査、資金の貸付け、貸付金債権の管理回収、その他の貸付け及び回収に関する業務を委託することができます。

令和7年度末で業務を委託している資金、委託金融機関及び資金毎の保証責任割合は次のとおりとなっています。

- | | |
|---------------|---|
| ○ 中 小 企 業 資 金 | 80% |
| ○ 生 業 資 金 | 50% |
| ○ 教 育 資 金 | 20% |
| ○ 恩 給 担 保 資 金 | 保証責任はありません。 |
| ○ 生 活 衛 生 資 金 | 80% |
| ○ 農 林 漁 業 資 金 | 20%(農業経営基盤強化資金の一部、経営体育成強化資金の一部、農林漁業セーフティネット資金の一部、青年等就農資金及び沖縄農林漁業台風災害支援資金「肉用牛肥育経営維持安定緊急対応融資円滑化について」に基づく貸付、「漁業経営改善支援資金(経営改善)の融資の推進について」に基づく貸付、「経営基盤整備等に資する林業関係資金の融資の円滑化について」に基づく貸付、東北地方太平洋沖地震に係る貸付、令和元年台風第19号に係る貸付、新型コロナウイルス感染症に係る貸付、令和2年7月豪雨に係る貸付、コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等に係る貸付、令和6年能登半島地震に係る貸付、令和6年能登半島地震の被災地域における令和6年9月20日から同月23日までの間の豪雨に係る貸付を除く。) |
| ○ 住 宅 資 金 | 保証責任はありません。 |

令和7年度末の当公庫の総融資残高に占める代理店扱いの割合は、件数で10.3% (6,017件)、金額で3.1% (300億円)となっています。

また、当公庫は、公庫法第20条、同法附則第7条及び第100条並びに沖縄振興開発金融公庫法施行令(昭和47年政令第180号)(以下「公庫法施行令」という。)第5条の規定等に基づき、①沖縄県に対し、農林漁業資金貸付けにかかる調査業務を、②建築基準法第77条の21第1項で規定する指定確認検査機関及び住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項で規定する登録住宅性能評価機関に対し、住宅資金貸付けにかかる工事審査業務をそれぞれ委託することができます。

(令和8年9月1日現在)

委 託 先	取 扱 店 舗 数	委 託 資 金 種 類 別							備 考
		中 小 企 業 資 金	生 業 資 金	教 育 資 金	恩 給 担 保 資 金	住 宅 資 金	農 林 漁 業 資 金	生 活 衛 生 資 金	
(株)琉球銀行	60	○	○	○	○	○		○	1. 中小企業資金 沖縄特産品振興貸付、沖縄観光リゾート産業振興貸付金等 計14資金 2. 生業資金 基本資金、沖縄特産品振興貸付等 計10資金 3. 住宅資金 (※)個人住宅資金、住宅改良資金、財形住宅資金等 計5資金 4. 農林漁業資金 沖縄農林漁業経営改善資金、農業経営基盤強化資金等 計19資金 5. 生活衛生資金 一般設備貸付、振興事業設備貸付等 計10資金
(株)沖縄銀行	63	○	○	○		○		○	
(株)沖縄海邦銀行	50	○	○	○	○	○		○	
沖縄県労働金庫	10			○(注3)		○			
沖縄県農業協同組合	44			○		○	○		
九州信用漁業協同組合連合会	1			○		○	○		
農林中央金庫	1						○		
コザ信用金庫	19	○	○	○		○		○	
(株)整理回収機構	1	○	○	○			○	○	
取扱店舗数	249	193	193	238	2	247	47	193	

(注) 委託金融機関以外への業務の委託状況等は、次のとおりです。

1. 沖縄県:農林漁業資金貸付けにかかる調査業務
2. 沖縄建築確認検査センター(株)及び(公財)沖縄県建設技術センター:住宅資金貸付けにかかる工事審査業務
3. 沖縄県労働金庫は、令和4年10月以降教育資金の新規貸付を取りやめ、債権管理のみを行っている。

(4) 資産内容

① 自己査定における債務者区分

当公庫では、保有する資産の状況を定期的に把握し、信用リスクを管理し、もって資産の健全性の保持及び財務内容の透明性の向上に資することを目的として「信用リスク管理規程」等を定め、自己査定を実施しております。

令和7年度末の自己査定結果は以下のとおりです。

○ 自己査定における債務者区分の明細(令和7年度末現在)

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末残高	令和7年度末残高	増減額
破綻先・実質破綻先	10,147	13,052	2,905
破 綻 懸 念 先	15,148	8,506	△6,642
要 注 意 先	193,659	182,183	△11,476
正 常 先	763,680	760,416	△3,264
地 方 公 共 団 体	549	509	△40
合 計	983,182	964,667	△18,515

(注) 1. 債務者区分の対象資産は、貸付金、未収貸付金利息、貸付資産関連の仮払金、引受社債としての有価証券、引受社債関連の未収有価証券利息及び保証債務見返であります。

2. 監査法人による監査は受けておりません。

【区分の説明】

破 綻 先 : 破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者をいいます。

実 質 破 綻 先 : 法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいいます。

破 綻 懸 念 先 : 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者をいいます。

要 注 意 先 : 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいいます。

正 常 先 : 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者をいいます。

地 方 公 共 団 体 : 地方公共団体に対する債権については、債務者区分対象外です。

② 金融再生法に基づく開示債権

当公庫は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成10年法律第132号)(以下「金融再生法」という。)の対象ではありませんが、自己査定結果を踏まえ、同法に基づく開示債権を開示しています。

○ 金融再生法に基づく開示債権の明細(令和7年度末現在)

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末残高	令和7年度末残高	増減額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,147	13,052	2,905
危険債権	15,148	8,506	△6,642
要管理債権	63,492	65,171	1,679
正常債権	894,396	877,937	△16,459
合 計	983,182	964,667	△18,515

(注) 1. 貸付金交付にあたって、貸付金の全部又は一部を預り、融資対象事業の進捗状況等に応じて払い出すことにより、債務者の金利負担の軽減、資金の有効適切な運用を図る場合があり、法定財務諸表においては「貸付受入金」、民間企業仮定財務諸表においては「未貸付額」として表示しています。上記債権額は、当該金額を含んでいます。

2. 監査法人による監査は受けておりません。

【区分の説明】(金融再生法施行規則第4条)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権 : 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権 : 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

要管理債権 : 三月以上延滞債権(元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸出債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く。))及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「三月以上延滞債権」に該当する債権を除く。))です。

正常債権 : 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

③ 銀行法に準じたリスク管理債権

当公庫は、銀行法(昭和56年法律第59号)の対象ではありませんが、自己査定結果を踏まえ、同法に基づく開示債権を開示しています。

○ リスク管理債権の明細(令和7年度末現在)

(単位:百万円)

区 分	令和6年度末残高	令和7年度末残高	増減額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,147	13,052	2,905
危険債権	15,148	8,506	△6,642
三月以上延滞債権	-	-	-
貸出条件緩和債権	63,492	65,171	1,679
正常債権	894,396	877,937	△16,459
合 計	983,182	964,667	△18,515

- (注) 1. 貸付金交付にあたって、貸付金の全部又は一部を預り、融資対象事業の進捗状況等に応じて払い出すことにより、債務者の金利負担の軽減、資金の有効適切な運用を図る場合があり、法定財務諸表においては「貸付受入金」、民間企業仮定財務諸表においては「未貸付額」として表示しています。上記債権額は、当該金額を含んでいます。
2. 銀行法施行規則の改正(令和4年3月31日施行)に伴い、リスク管理債権の区分等を金融再生法開示債権の区分等に合わせて表示しています。
3. 監査法人による監査は受けておりません。

【区分の説明】(銀行法施行規則第19条の2)

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 : 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 危険債権 : 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 三月以上延滞債権 : 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く。)です。
- 貸出条件緩和債権 : 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「三月以上延滞債権」に該当する債権を除く。)です。
- 正常債権 : 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権です。

(注) ①自己査定による開示債権、②金融再生法に基づく開示債権及び③銀行法に準じたリスク管理債権との関係については、本説明書110ページ及び125ページをご参照ください。

(5) 不良債権の処理

① 貸倒引当金の計上

当公庫の法定財務諸表の作成にあたり、貸倒引当金の繰入額については、「沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令」(昭和26年政令第162号)及び「沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令第1条第3項の規定に基づく未収貸付金利息、債券発行差額償却、債券発行費償却、貸倒引当金への繰入れ及び固定資産減価償却費の算出方法」(平成20年10月財務省告示第296号)により、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、発生の可能性が高い将来の損失額を合理的に見積もった額の範囲内で計上し、翌事業年度においてその全額を貸倒引当金からの戻入れとして、損益計算上の益金に計上するよう規定されています。

令和7年度決算においては、上記財務省告示に基づき、23,240百万円を計上しております。

② 貸付金償却

貸付金償却については、「沖縄振興開発金融公庫の国庫納付金に関する政令」により財務大臣の承認を受けなければならない旨、規定されています。

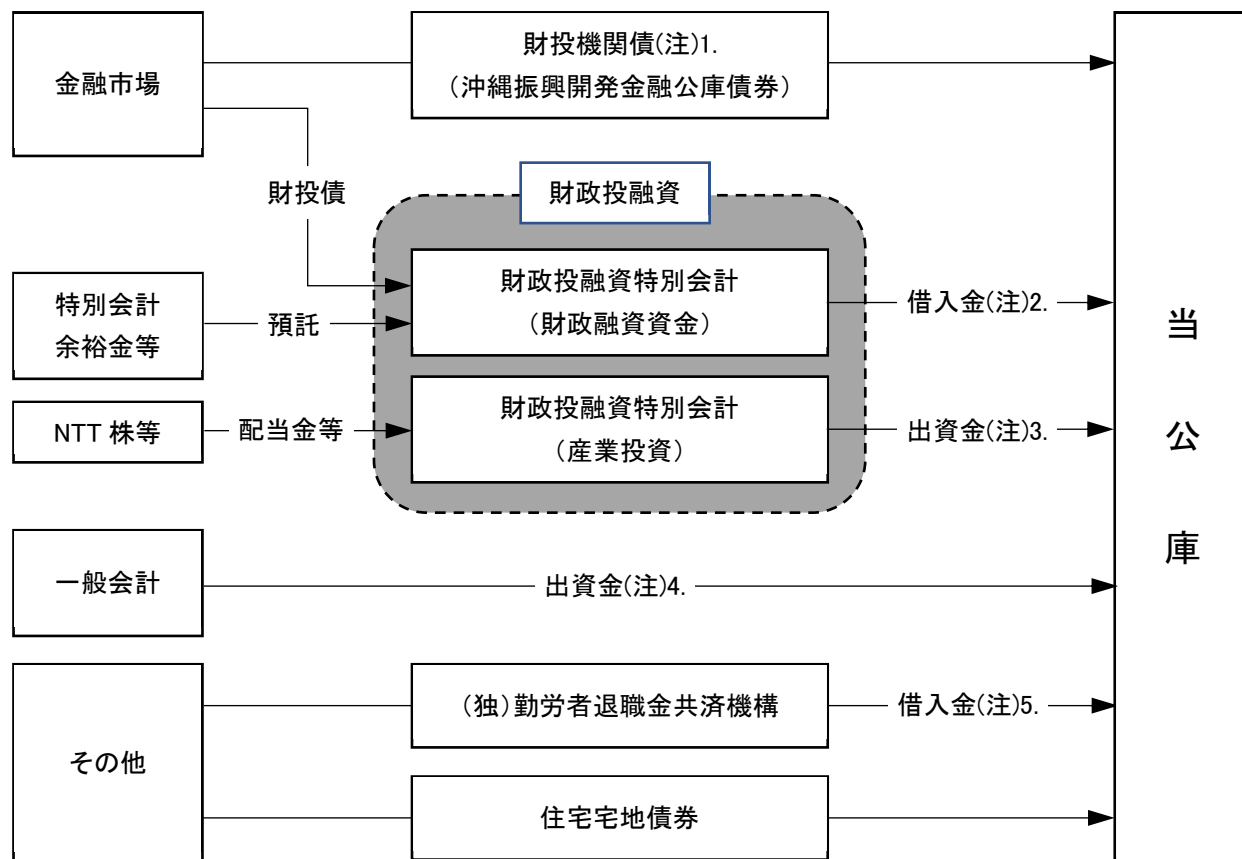
当公庫では、当公庫の定める基準に従って元本債権の償還の見込みがないと認められる債権について、財務大臣の承認を得て、貸付金償却を計上しており、最近5年間の実績は次のとおりです。

(単位:百万円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸付金償却額	889	1,644	1,417	3,208	4,182

(6) 資金調達の概要

当公庫は、政府からの借入金、沖縄振興開発金融公庫債券の発行、政府からの出資金等を主な資金調達手段としています。



(注) 1. 財投機関債:財政投融資制度改革の趣旨を踏まえ、国内市場において、平成14年度より発行している債券です。

2. 財政融資資金借入金は以下のとおり。

	借入期間	借入金利	借入計画額	資金使途
令和 4 年度	25年(うち据置2年) 20年(うち据置2年) 15年(うち据置2年) 7年(うち据置1年)	財政融資資金の貸付金利による	2,217億円	貸付原資
令和 5 年度			1,994億円	
令和 6 年度			1,946億円	
令和 7 年度			1,565億円	
令和 8 年度			1,570億円	

3. 財政投融資特別会計からの出資金:政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当公庫に追加して出資することができます。

4. 一般会計からの出資金:政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当公庫に追加して出資することができます。

5. 独立行政法人勤労者退職金共済機構からの借入金:財形住宅貸付けに必要な資金を調達するための借入れです。

○ 資金調達の実績及び計画

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度 (予算)
政府からの借入金	76,200	74,000	55,800	118,000	157,000
財政融資資金借入金	76,200	74,000	55,800	118,000	157,000
政府からの出資金	-	300	200	160	5,100
一般会計出資金	-	200	100	100	100
産業投資出資金	-	100	100	60	5,000
政府以外からの借入金	256	733	953	352	600
独立行政法人勤労者退職金共済機構 借入金	256	733	953	352	600
債券	10,338	10,456	10,685	10,447	11,360
住宅宅地債券	338	456	685	447	1,360
沖縄振興開発金融公庫債券	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
貸付回収金等によるその他自己資金	32,059	△12,329	6,479	△26,513	15,816
合 計	118,853	73,160	74,117	102,446	189,876

(注) 民間借入金は、公庫法の規定により借入れした事業年度内に償還することが定められており、年度末の残高はゼロであるため本表には表示しておりません。なお、直近の借入実績については、平成27年度の103億円となっております(平成28年度以降、令和7年度までにおいて、実績はありません)。

○ 財投機関債発行について

平成12年12月に閣議決定された行政改革大綱においては、各特殊法人等において、市場評価を通じ特殊法人等改革の趣旨に沿った業務運営効率化へのインセンティブを高める等の観点から、財投機関債の発行に努めるものとし、財投機関債発行機関の拡充を図ることとされています。

また、平成13年度から実施された財政投融资制度改革において、従来の郵貯・年金積立金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへ変更になりました。これにより財政投融资制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の改革・効率化の促進にも寄与するものとされています。

当公庫では、このような行政改革大綱の趣旨等を踏まえて、着実な実績を挙げるために、令和元年度から令和7年度は各年度100億円ずつ発行しており、令和8年度は昨年度と同額の100億円の発行を計画しています。また、令和3年度からは、調達した資金を当公庫が行う沖縄の抱える社会・環境的課題の解決に資するプロジェクトに充当する、サステナビリティボンドとして発行しています。

財投機関債の今後の発行規模等については、これまでの発行実績や今後の市場環境等を踏まえながら検討することになるため現段階では流動的ではありますが、当公庫としては、市場での評価を確立するためにもできる限り継続的な発行を目指していきたいと考えております。

(7) 貸付業務における金利リスク

当公庫の令和7年度末における貸付金のデュレーションは5.4年である一方、借入金、債券等のデュレーションは4.9年であり、0.4年のデュレーションギャップがあります。この期間ミスマッチのため、今後の再調達時に損失を被る可能性があります。

また、当公庫の貸付金は、融資先の申出による任意の繰上償還が生じる可能性がある一方で、調達の大宗を占める財政融資資金借入金については一定の年限で借入れを行っております。繰上償還された資金については再運用を行う必要がありますが、金利水準によっては予定していた利息収入を逸失する可能性があります。

このように金利動向が当公庫の損益に影響を及ぼす可能性があります。上記の再運用リスクを軽減するため、当公庫では産業開発資金、中小企業資金及び医療資金などの資金で繰上弁済補償金制度を導入し、任意の繰上償還の際には原則として当公庫の逸失利益を勘案した補償金を融資先から徴収することとしております。なお、貸付金にかかる繰上償還額の推移は下表のとおりです。

また、デュレーションマッチングを進めるため、令和元年度以降の財政融資資金借入金の借入期間は、それまでの年限19年(うち2年据置)及び9年(うち1年据置)から、貸付金の構成に合わせ、25年(うち2年据置)、20年(うち2年据置)、15年(うち2年据置)、7年(うち1年据置)へ変更しております。

なお、貸付業務において生じる損失は、これまでは予算措置により受け入れる補給金により補填されてきております。

○ 貸付金、財政融資資金借入金・債券の残存期間別一覧表(令和7年度末現在、単位:億円)

① 貸付金回収見込み

残存期間	見込み
1年以内	1,120
1年超2年以内	999
2年超3年以内	953
3年超4年以内	895
4年超5年以内	943
5年超10年以内	2,983
10年超15年以内	1,173
15年超20年以内	355
20年超	165
合 計	9,585

② 財政融資資金借入金償還計画

残存期間	償還計画
1年以内	888
1年超2年以内	803
2年超3年以内	662
3年超4年以内	619
4年超5年以内	593
5年超10年以内	2,201
10年超15年以内	857
15年超20年以内	170
20年超	18
合 計	6,811

③ 財投機関債償還計画

残存期間	償還計画
1年以内	100
1年超2年以内	100
2年超3年以内	150
3年超4年以内	100
4年超5年以内	100
5年超10年以内	500
10年超15年以内	-
15年超20年以内	-
20年超	-
合 計	1,050

(注) 1. 金額は、元金金額を表示しています。

2. 貸付金回収見込みは、返済が遅延しているなどの理由により、将来の約定回収金額が見込めない債権を除いています。

○ 繰上償還額の推移

(単位:億円)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
繰 上 償 還 額	395	339	317	236	183

(8) 特殊法人改革

① 特殊法人改革

特殊法人改革については、平成12年12月1日に閣議決定された「行政改革大綱」、平成13年6月21日に公布された「特殊法人等改革基本法」等に基づき、新たな時代にふさわしい行政組織・制度への転換を目指して、「民間に委ねられるものは民間に委ね、地方に委ねられるものは地方に委ねる」ことを基本原則に、全ての特殊法人等の事業・組織全般についての抜本的な改革に取り組むこととされました。

これを受けて、平成13年12月19日に「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定されました。

特殊法人等整理合理化計画において、指摘された当公庫の事業について講ずべき措置に対する見直し状況は、以下のとおりです。

事業について講ずべき措置	措置状況、措置予定等																																																								
【沖縄における政策金融事業(融資、出資、保証)】 ○本土公庫等に準じて、事業見直しを図る。	・平成13～20年度予算において事業規模の縮減を実施。 ・経済対策により、平成21年度予算の概算要求額から事業規模を100億円追加。 ・経済対策により、平成22年度予算の当初計画及び平成23年度予算の概算要求額から、事業規模をそれぞれ10億円、40億円追加。 ・経済対策により、平成28年度予算の当初計画から事業規模を140億円追加。 ・経済対策により、令和元年度予算の当初計画から事業規模を30億円追加。 ・経済対策により、令和2年度予算の当初計画から事業規模を9,964億円追加。 貸付規模(当初計画) <table><tr><td>平成13年度</td><td>平成14年度</td><td>平成15年度</td><td>平成16年度</td></tr><tr><td>2,401億円</td><td>2,180億円</td><td>2,010億円</td><td>1,900億円</td></tr><tr><td>平成17年度</td><td>平成18年度</td><td>平成19年度</td><td>平成20年度</td></tr><tr><td>1,800億円</td><td>1,620億円</td><td>1,420億円</td><td>1,330億円</td></tr><tr><td>平成21年度</td><td>平成22年度</td><td>平成23年度</td><td>平成24年度</td></tr><tr><td>1,380億円</td><td>1,380億円</td><td>1,420億円</td><td>1,420億円</td></tr><tr><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td></tr><tr><td>1,420億円</td><td>1,420億円</td><td>1,420億円</td><td>1,425億円</td></tr><tr><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>令和元年度</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>1,525億円</td><td>1,690億円</td><td>1,630億円</td><td>1,570億円</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>5,619億円</td><td>2,930億円</td><td>2,295億円</td><td>2,050億円</td></tr><tr><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td></td><td></td></tr><tr><td>1,790億円</td><td>1,780億円</td><td></td><td></td></tr></table>	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	2,401億円	2,180億円	2,010億円	1,900億円	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	1,800億円	1,620億円	1,420億円	1,330億円	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	1,380億円	1,380億円	1,420億円	1,420億円	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	1,420億円	1,420億円	1,420億円	1,425億円	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	1,525億円	1,690億円	1,630億円	1,570億円	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	5,619億円	2,930億円	2,295億円	2,050億円	令和7年度	令和8年度			1,790億円	1,780億円		
平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度																																																						
2,401億円	2,180億円	2,010億円	1,900億円																																																						
平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度																																																						
1,800億円	1,620億円	1,420億円	1,330億円																																																						
平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度																																																						
1,380億円	1,380億円	1,420億円	1,420億円																																																						
平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度																																																						
1,420億円	1,420億円	1,420億円	1,425億円																																																						
平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																						
1,525億円	1,690億円	1,630億円	1,570億円																																																						
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度																																																						
5,619億円	2,930億円	2,295億円	2,050億円																																																						
令和7年度	令和8年度																																																								
1,790億円	1,780億円																																																								
○業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る。	・業務支援のための情報系システムの開発を推進。 ・融資・管理部門において課制を廃止して、班制を導入。																																																								
○特別貸付については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。	・中小企業等資金、生活衛生資金の特別貸付制度全てについて取扱期間を設定。 ・産業開発資金、中小企業資金については、特に必要であると認められるものとして主務大臣が定める貸付制度に限定。																																																								

○貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 ○金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 ○政策金融については評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。	・リスク管理債権及び金融再生法開示債権の開示は民間金融機関と同様の基準で実施。 ・自己査定に基づく引当金の開示は、民間企業として活動を行っていると仮定して策定した財務諸表（行政コスト計算財務書類）において、平成12年度決算分から開示。 ・リスク管理の分野について金融庁検査を導入（平成15年4月施行） ・金利の決定責任主体については、法令に基づき、公庫が主務大臣の認可等を受けて貸付金利を定めることとされている。 ・政策金融評価を、平成16年度から実施・開示。 ・繰上償還を含めた政策コストは、平成12年度から作成・開示。
---	---

② 政策金融改革について

特殊法人等整理合理化計画を受けて、平成14年12月13日に経済財政諮問会議において「政策金融改革について」が示されました。

その後、不良債権の集中処理期間を終えて平成17年11月29日に経済財政諮問会議で「政策金融改革の基本方針」が決定され、同日政策金融改革に関する政府・与党合意が形成されました。

これらに基づき、平成17年12月24日には「行政改革の重要方針」が閣議決定され、政策金融の抜本的改革が行われることとなり、これを受けて平成18年6月2日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）が公布され、また、平成18年6月27日、行政改革推進本部及び政策金融改革推進本部の合同会議において、「政策金融改革に係る制度設計」が決定されました。

その後、「行政改革推進法」及び「政策金融改革に係る制度設計」に基づき、平成19年2月27日に「株式会社日本政策金融公庫法案」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定、国会に提出され、平成19年5月18日に成立しました。

○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(抄)」 平成18年6月2日 公布
(下線部分が令和4年3月31日改正箇所)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(抄)	
	平成18年6月2日公布
第二章 重点分野及び各重点分野における改革の基本方針等	
第一節 政策金融改革	
(趣旨及び基本方針)	
第4条 政策金融改革は、次に掲げる基本方針に基づき、平成20年度において、現行政策金融機関（商工組合中央金庫、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行及び日本政策投資銀行をいう。以下同じ。）の組織及び機能を再編成し、その政策金融の機能を、新たに設立する一の政策金融機関（以下「新政策金融機関」という。）に担わせることにより行われるものとする。ただし、国際協力銀行の政府開発援助に係る機能については、現行政策金融機関の政策金融の機能から分離して独立行政法人国際協力機構に担わせるものとし、沖縄振興開発金融公庫については、第11条の定めるところによる。	

一 新政策金融機関の政策金融の機能は、国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援する機能並びに我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、並びに我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図る機能に限定するものとする。

二 政策金融に係る貸付金については、平成20年度末における新政策金融機関の貸付金の残高及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金の残高の合計額の同年度の国内総生産(国際連合の定める基準に準拠して内閣府が作成する国民経済計算の体系における国内総生産をいう。以下同じ。)の額に占める割合が、平成16年度末における現行政策金融機関の貸付金の残高の同年度の国内総生産の額に占める割合の2分の1以下となるようにするものとする。

三 現行政策金融機関の負債の総額が資産の総額を超える場合におけるその超過額又は新政策金融機関に生じた損失であって、これらの経営責任に帰すべきものを補てんするための補助金(交付金、補給金その他の給付金を含む。)の交付その他の国の負担となる財政上の措置は、行わないものとする。

四 内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融について、新政策金融機関及び第6条第1項に規定する機関その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とする体制を整備するものとする。

(沖縄振興開発金融公庫の在り方)

第11条 沖縄振興開発金融公庫は、沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条の2第1項に規定する沖縄振興基本方針に係る同条第3項に規定する令和4年度を初年度とする10箇年の期間が経過した後において、新政策金融機関に統合するものとする。

2 沖縄振興開発金融公庫の業務は、新政策金融機関に承継させる。ただし、平成20年度において、沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に存続させる必要があるものを除き、日本政策投資銀行の業務に相当する業務は廃止し、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫の業務に相当する業務については第8条第2項ただし書、第9条第2項ただし書及び前条第2項ただし書の規定に準じた措置を講ずるものとする。

3 第1項の統合に当たっては、沖縄県の区域を管轄する新政策金融機関の事務所が、沖縄の振興に関する施策に金融上の寄与をするため、前項本文の業務を自立的かつ主体的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

(参考)

第8条第2項ただし書

ただし、教育資金の貸付けについては、低所得者の資金需要に配慮しつつ、貸付けの対象の範囲を縮小するものとする。

第9条第2項ただし書

ただし、農林漁業者に対する長期かつ低利の資金の貸付けは、資本市場からの調達が困難な資金の貸付けに限定するものとし、農林漁業金融公庫法(昭和27年法律第355号)第18条の2第1項第4号に規定する食品の製造等の事業を営む者に対する貸付けは、中小企業者に対する償還期間が10年を超える資金の貸付けに限定するものとする。

第10条第2項ただし書

ただし、中小企業金融公庫法(昭和28年法律第138号)第19条第1項第1号及び第2号に掲げる業務については、中小企業者一般を対象とするものは廃止するものとし、それ以外のもは、中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるものに限定するとともに、その承継後においても定期的に見直しを行い、必要性が低下したと認められる部分は廃止するものとする。

- 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」第 29 条に規定する「沖縄振興開発金融公庫法」(昭和 47 年法律第 31 号)の改正内容(抄) 平成 19 年 5 月 25 日 公布
(下線部分が改正箇所)

(業務の範囲)

第十九条 公庫は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な長期資金(沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。)であって次に掲げるものの貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)、当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。)及び当該譲受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。)は、一年未満のものであってはならない。

イ～ハ (略)

- 一の二 主務大臣の認可を受けて、沖縄における産業の振興開発に寄与する事業に必要な資金(沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められるものとして主務大臣が定めるものに限る。)の出資を行うこと。

一の三 (略)

- 二 沖縄に住所を有する者で沖縄において事業を営むものに対して、小口の事業資金の貸付けを行い、並びに沖縄に住所を有する者に対して、小口の教育資金の貸付け(所得の水準その他の政令で定める要件を満たす者に対するものに限る。)を行い、及び恩給等を担保として小口の資金を貸し付けること。

三・四 (略)

- 五 沖縄において事業を行う中小企業者に対して事業の振興に必要な資金(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金又は沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められる長期の資金として、主務大臣が定めるものに限る。)の貸付けを行い、及び沖縄において事業を行う中小企業者が事業の振興に必要な長期資金を調達するために新たに発行する社債(社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。)の応募その他の方法による取得(特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って行われるもの又は沖縄の置かれた特殊な諸事情にかんがみ特に必要があると認められるものとして、主務大臣が定めるものに限る。)を行うこと。

六～八 (略)

2 前項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 小口の事業資金 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)別表第一第一号の下欄に規定する小口の事業資金をいう。

- 一の二 小口の教育資金 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第二号の下欄に規定する小口の教育資金をいう。

- 二 恩給等 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)第二条第一項に規定する恩給等をいう。

- 三 中小企業者 株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。

四 (略)

- 五 生活衛生関係営業者 株式会社日本政策金融公庫法第二条第一号に規定する生活衛生関係営業者をいう。

3 (略)

4 株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律第三条から第九条までの規定は、公庫が同法第二条第一項に規定する恩給等を担保として貸付けをする場合について準用する。

(業務の受託)

第二十一条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、独立行政法人住宅金融支援機構の行う独立行政法人住宅

金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項第一号から第三号までに規定する業務若しくはこれらに附帯する業務の一部、株式会社日本政策金融公庫の行う株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第二号の規定による同法別表第二第一号から第五号までに掲げる業務若しくはこれらに附帯する業務又は特別の法律によって設立された法人で政令で定めるものの行う貸付けの業務を受託することができる。

2 (略)

(予算及び決算)

第二十四条 公庫の予算及び決算に関しては、沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

4. 関係会社の状況

子会社、関連会社に該当するものではありません。

※1 「沖縄振興開発金融公庫の財務諸表等の閲覧期間並びに附属明細書及び業務報告書の記載事項に関する省令」(平成9年大蔵省令52号)により、子会社、関連会社は以下のように定義されています。

子 会 社 : 公庫が議決権の過半数を実質的に所有している会社であって、資金供給業務としての出資の出資先でないものをいう。

関 連 会 社 : 公庫が、議決権の100分の20以上、100分の50以下を実質的に所有し、かつ、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び営業の方針に対して重要な影響を与えることができる会社をいう。

5. 職員の状況

○ 職員数の状況(予算定員)

令和7年度	令和8年度	増減
220人	220人	—

第2 事業の状況

1. 事業等の実績

(1) 貸付及び出資実績

令和7年度の県内経済は、堅調な公共事業に加えて、令和7年度の入域観光客数が年間を通じて好調に推移し、過去最多だった平成30年度を超える水準となるなど、主に観光関連産業が牽引する形で拡大基調が続きました。令和7年11月以降、中国政府による渡航自粛要請により中国からの渡航客は減少したものの、国内客の増加や中国以外からの外国客の増加により、県内経済の大きな下押し要因とはなりません。なお、原材料価格・人件費の上昇を背景とした価格転嫁が進み、業況は好調とする事業者がある一方で、中小・小規模零細企業では、価格転嫁が厳しい一部の事業者について、原材料価格や人件費の上昇、人手不足への対応が難しい先も一定数みられたほか、令和8年2月以降の中東情勢の悪化による原油高の影響も加わることで、今後、更なる収支悪化が懸念されます。

個人消費関連では、百貨店の売上高は微減となったものの、スーパー、コンビニ、ドラッグストア売上高は値上げによる単価上昇に加え、観光客による免税売上が増加し好調に推移し、回復の動きが強まりました。新車販売台数は、2024年の自動車メーカー不正問題の反動増がみられた一方、車両本体価格の上昇等の影響で販売台数が減少し、増加幅は縮小しました。家電大型専門店販売額は、2024年度の家電需要喚起策の反動減などにより前年度を下回りました。

建設関連は、公共工事請負金額(5,116億97百万円)が前年度比21.0%増となるなど、回復の動きがありました。新設住宅着工戸数は同4.4%増となり、1万戸超(10,376 戸)となりました。貸家は同3.7%増となり、3年連続で増加したほか、分譲は増加したものの、持家は建設コストの上昇等の影響で減少となり、弱めの動きが継続しました。建築着工床面積は、同7.3%増となり、居住用、非居住用ともに増加しました。

観光関連は、入域観光客数について1,093万5,300人(前年度比+9.9%、確報値)と前年度を上回りました。また、年度では、過去最高だった平成30年度(1,000万4,300人)を上回り、過去最高値を更新しました。国内客(799万4,400人)についても、過去最高だった令和6年度(766万1,200人)の水準を上回り、過去最高を更新しました。外国客(294万900人)は、中国政府による渡航自粛要請により中国からの渡航客は減少したものの、中国以外からの外国客の増加により、過去最高の平成30年度(300万800人)の98.0%の水準まで回復しました。県内主要ホテルについては、客室稼働率、売上高ともに前年度を上回りました。

雇用関連は、有効求人倍率(平均)は1.09 倍(前年度比▲0.02P)と4 年連続で1 倍を上回りました。完全失業率は3.1%と前年度より0.1 ポイント上昇しました。

このような状況のもと、当公庫は県内企業の円滑な事業運営に資するべく、資金需要の適切な把握に努め、政策金融の立場から積極的に貸出対応を図ってまいりました。令和 7 年度の貸付実績は、前年度に比べ、件数で0.6%増、金額で17.5%増の4,121 件、102,681 百万円となりました。また、企業等に対する出資はなく、新事業創出促進出資は2 件 151 百万円となりました。

貸付実績を資金別にみると、産業開発資金は、電気・ガス・熱供給・水道業等の資金需要の増加により、対前年度比 12.2%増の 42,533 百万円となりました。中小企業等資金は、卸売業・小売業や宿泊業・飲食サービス業等の資金需要の増加により、対前年度比 16.8%増の 50,649 百万円となりました。住宅資金は、住宅改良資金等の増加により対前年度比 43.5%増 3,204 百万円となりました。農林漁業資金は、製糖企業向けの資金需要の減少等により、対前年度比 19.8%減の 2,176 百万円となりました。医療資金は、物価高騰の影響を受けた医療関係施設等向けの長期運転資金等の増加により、対前年度比 27,920.0%増の 2,802 百万円となりました。生活衛生資金は、生活関連サービス・娯楽業向けの資金需要の増加等により、対前年度比 12.3%増の 1,316 百万円となりました。

令和 7 年度末の貸付残高(社債の取得を含む。)は、前年度に比べ、件数で 1.7%減、金額で 1.9%減の 58,221 件、964,084 百万円となりました。また、企業等に対する出資の残高は 18 社、5,499 百万円、新事業創出促進出資の残高は 36 社、2,293 百万円となりました。

貸付及び出資実績については次ページの表を、貸付残高及び出資残高については本説明書 30 ページの表

をご参照ください。

○ 資金別の貸付及び出資実績

(単位:件、百万円)

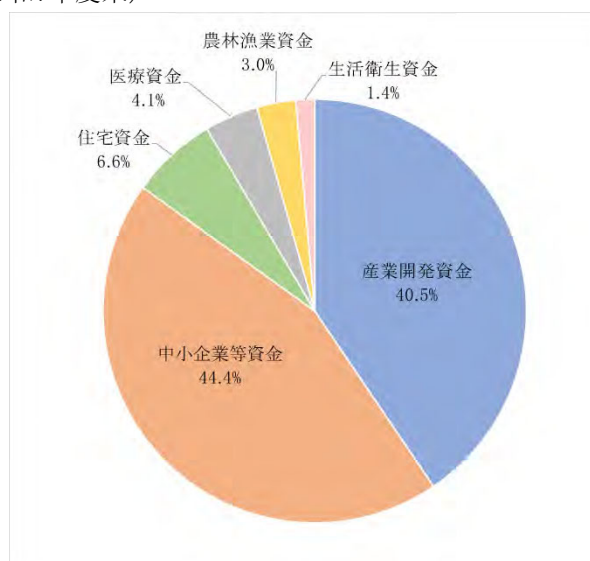
	令和6年度		令和7年度		前年度比(%)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
産業開発資金	13	37,899	12	42,533	92.3	112.2
中小企業等資金	3,699	43,373	3,696	50,649	99.9	116.8
(うち代理店扱い)	-	-	-	-	-	-
住宅資金	33	2,233	46	3,204	139.4	143.5
(うち代理店扱い)	-	-	-	-	-	-
農林漁業資金	123	2,714	141	2,176	114.6	80.2
(うち代理店扱い)	11	28	13	31	118.2	112.1
医療資金	1	10	16	2,802	1600.0	28020.0
生活衛生資金	227	1,173	210	1,316	92.5	112.3
(うち代理店扱い)	-	-	-	-	-	-
貸付計	4,096	87,402	4,121	102,681	100.6	117.5
(うち代理店扱い)	11	28	13	31	118.2	112.1
企業等に対する出資	-	-	-	-	-	-
新事業創出促進出資	2	202	2	151	100.0	74.3
合計	4,098	87,604	4,123	102,831	100.6	117.4

(注) 1. 貸付金額は社債の取得を含みます。

2. 中小企業等資金は中小企業資金、生業資金、教育資金及び恩給担保資金の合計を表わし、住宅資金には財形住宅資金を含み、農林漁業資金には米穀資金を含みます。

3. 各値は貸付契約ベースです。ただし、住宅資金については貸付予約ベースです。

○ 融資残高の資金別割合(令和7年度末)



(2) 資金措置

令和7年度における当公庫の貸付等に必要な資金の総額は、2,658億円となりました。

この資金の調達には、貸付回収金等の自己資金1,370億円を充て、なお、不足する額(1,288億円)を政府及び独立行政法人勤労者退職金共済機構からの借入れ並びに沖縄振興開発金融公庫債券及び住宅宅地債券の発行により調達しました。

令和7年度の借入及び債券発行額は、前年度に対して91.0%の増加となりました。

借入金等の内訳は、財政融資資金借入金1,180億円、独立行政法人勤労者退職金共済機構借入金4億円、沖縄振興開発金融公庫債券の発行額100億円、住宅宅地債券の発行額4億円となっています。

なお、資金措置の実績の概要は、以下のとおりです。

○ 資金措置の実績の概要

(単位:億円)

	令和6年度	令和7年度
(支 出)		
貸 付 金 ・ 出 資 金	741	1,024
借 入 金 等 償 還	1,120	1,132
事 業 損 金 等	245	502
合 計 (A)	2,106	2,658
(収 入)		
貸 付 回 収 金	1,197	1,102
事 業 益 金 等	235	268
合 計 (B)	1,432	1,370
借 入 金 等 (A) - (B)	674	1,288
(借 入 金 等 の 内 訳)		
財 政 融 資 資 金 借 入 金	558	1,180
独立行政法人勤労者退職金共済機構 借 入 金	10	4
沖縄振興開発金融公庫債券	100	100
住 宅 宅 地 債 券	7	4

(注) 1. 貸付金・出資金は、当公庫の貸付金及び出資金の交付実績です。

2. 民間借入金は、公庫法の規定により、借入れした事業年度内に償還することが定められており、年度末の残高はゼロであるため本表には表示しておりません。なお、令和6年度及び令和7年度における借入実績はありません。

(3) 受託業務の概況

当公庫は、公庫法第21条第1項其他法令の規定に基づき、独立行政法人住宅金融支援機構の証券化支援業務、独立行政法人勤労者退職金共済機構の貸付及び管理回収業務及び独立行政法人福祉医療機構における旧年金資金運用基金の貸付債権の管理回収業務等を受託しております。

独立行政法人住宅金融支援機構の債権の譲受け業務に関しては、買取対象融資(フラット35)業務を沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行がそれぞれ平成20年3月1日、同年4月1日、同年9月1日から開始、適合証明業務を公益財団法人沖縄県建設技術センター、沖縄建築確認検査センター株式会社が、それぞれ平成18年9月1日、平成20年7月1日から開始しています。

なお、独立行政法人勤労者退職金共済機構からの受託業務(勤労者財産形成融資)に係る貸付実績は、以下のとおりとなっています。

独立行政法人勤労者退職金共済機構受託業務(貸付実績)

(単位:件、百万円)

令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1	2	—	—	—	—	—	—

(4) 損益の状況

① 令和7年度の損益

令和7年度における損益の状況は以下のとおりです。

経常収益	33,043百万円	(97.0%)		
内訳	貸付金利息	9,217百万円	(105.7%)	
	一般会計より受入	1,581百万円	(121.4%)	
	貸倒引当金戻入	22,129百万円	(92.9%)	
	その他利益	116百万円	(49.3%)	
経常費用	37,112百万円	(108.7%)		
内訳	借入金利息	3,370百万円	(135.8%)	
	債券利息	502百万円	(86.1%)	
	業務委託費	81百万円	(100.0%)	
	事務費	5,430百万円	(100.9%)	
	債券発行諸費	49百万円	(102.6%)	
	償却費	4,330百万円	(129.3%)	
	貸倒引当金繰入	23,240百万円	(105.0%)	
	その他損失	110百万円	(131.3%)	

(注) 1. 「一般会計より受入」は、業務の円滑な運営を図ること等のため、国の一般会計から受け入れた補給金です。
2. ()内は、対前年度比です。

令和7年度においては、貸付金利息等の経常収益が33,043百万円、借入金利息等の経常費用が37,112百万円であって、その結果、当期損失金4,069百万円が生じましたが、この損失金のうち、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金97百万円は公庫法施行令附則第4条第3項の規定により同勘定の積立金を減額して整理し、残額3,972百万円は繰越損失金として整理することとしました。

② 利益総括表

(単位:億円)

	令和6年度 (A)	令和7年度 (B)	増減 (B)－(A)
資 金 運 用 収 支	57	53	△ 3
役 務 取 引 等 収 支	△ 1	△ 1	△ 0
そ の 他 業 務 収 支	0	0	△ 0
業 務 粗 利 益	56	53	△ 3
貸倒引当金純繰入	△ 17	11	28
事 務 費	54	54	0
債 券 発 行 諸 費	0	0	0
固定資産減価償却費	1	1	0
電 源 補 助 金	0	0	△ 0
労 働 被 保 負 担 金	0	0	△ 0
業 務 純 益	17	△ 14	△ 32
臨 時 損 益	△ 31	△ 42	△ 11
一 般 会 計 より 受 入	13	16	3
経 常 利 益	△ 1	△ 41	△ 40
特 別 損 益	－	－	－
当 期 利 益	△ 1	△ 41	△ 40

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

2. 貸倒引当金純繰入＝貸倒引当金繰入－貸倒引当金戻入

3. 業務純益＝業務粗利益－貸倒引当金純繰入－事務費－債券発行諸費－固定資産減価償却費
＋電源地域振興特別融資促進事業費補助金＋労働保険料被保険者負担金

4. 経常利益＝業務純益＋臨時損益(貸付金償却、雑収入等)＋一般会計より受入

5. 当期利益＝経常利益＋特別損益

ア. 資金運用収支の内訳等

(単位:億円、%)

	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	9,558	87	0.91	9,316	92	0.99
資金調達勘定	8,012	31	0.38	7,745	39	0.50
資金運用収支(利回り差)	—	57	(0.53)	—	53	(0.49)

- (注) 1. 資金運用勘定(平均残高)=貸付金平均残高-貸付受入金平均残高
2. 資金調達勘定(平均残高)=借入金平均残高+債券平均残高
3. 資金運用収支=貸付金利息-借入金利息-債券利息-寄託金利息

○ 各種金利の推移(月末時点)

(単位:%)

年月 (月末時点)	長期 プライム レート	財政融資資金貸付金利				基準金利				
		期間7年 据置1年	期間15年 据置2年	期間20年 据置2年	期間25年 据置2年	産発	中小	生業	生衛	住宅
令和7年1月	2.00	0.700	1.200	1.400	1.600	1.70	1.55	2.20	2.20	1.65
2月	2.20	0.900	1.300	1.500	1.700	1.90	1.65	2.30	2.30	↓
3月	2.35	1.100	1.500	1.700	1.900	2.05	1.85	2.50	2.50	1.75
4月	2.05	1.200	1.600	1.900	2.100	1.90	1.95	2.60	2.60	1.96
5月	↓	0.900	1.400	1.700	2.000	1.75	1.75	2.40	2.40	1.60
6月	2.25	1.000	1.600	2.000	2.200	1.95	1.85	2.50	2.50	1.58
7月	2.20	↓	1.500	1.800	2.100	1.90	↓	↓	↓	1.60
8月	↓	1.200	1.700	2.000	2.300	↓	1.95	2.60	2.60	↓
9月	2.30	↓	↓	2.100	↓	2.00	2.05	2.70	2.70	↓
10月	2.40	1.300	1.800	↓	↓	2.10	2.00	↓	↓	↓
11月	2.45	↓	↓	↓	↓	2.15	↓	↓	↓	↓
12月	2.60	↓	1.900	2.200	2.500	2.30	2.10	2.80	2.80	↓
令和8年1月	2.75	1.600	2.200	2.400	2.700	2.45	2.40	3.10	3.10	↓
2月	2.90	1.700	2.300	2.600	2.900	2.60	2.50	3.20	3.20	↓
3月	2.80	1.600	2.200	2.500	2.700	2.50	2.40	3.10	3.10	↓
4月	3.00	1.700	2.300	2.600	2.900	2.70	2.55	3.25	3.25	1.85
5月	3.05	1.800	2.500	2.800	3.000	2.75	2.75	3.45	3.45	↓
6月	3.15	2.000	2.700	3.000	3.300	2.90	2.95	3.65	3.65	↓
7月	↓	↓	↓	↓	↓	2.85	2.85	3.55	3.55	↓
8月	3.25	↓	2.800	3.100	3.400	2.95	2.95	3.65	3.65	↓
9月	3.40	2.200	2.900	3.200	3.500	3.10	3.15	3.85	3.85	↓

(注) 基準金利は貸付期間10年の金利(産発資金は据置なしの金利、住宅は「住宅1」の金利)。

(基準金利について)

「基準金利」とは、当公庫の貸付制度である基本資金等に適用される金利であって、長期プライムレート、財投金利その他の事由を勘案し主務大臣の承認を受けて定められます。

当公庫には基準金利のほか、政策的な観点から特定の事業や資金使途等について基準金利よりも低い利率が適用される特別な金利が設けられています。

イ. 役務取引等収支の内訳

(単位:億円)

	令和6年度	令和7年度
役 務 取 引 等 収 益	0	0
役 務 取 引 等 費 用	1	1
役 務 取 引 等 収 支	△ 1	△ 1

(注) 1. 本表は、「利益総括表」中の「役務取引等収支」の内訳を示したものです。

2. 役務取引等収益＝受託手数料＋受入雑利息

3. 役務取引等費用＝業務委託費(委託金融機関手数料を含む。)

○ 受託手数料

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
受 入 受 託 貸 付 手 数 料	3	3
受 入 証 券 化 支 援 手 数 料	0	0
合 計	4	4

(注) 本表は、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構及び独立行政法人住宅金融支援機構からの受託業務にかかる受入手数料の内訳を示したものです。

○ 委託金融機関手数料

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
委 託 金 融 機 関 手 数 料	67	61

(注) 本表は、公庫の業務を委託した金融機関に支払う委託手数料及び貸付金の回収委託にかかる預金口座振替手数料を示したものです。

ウ. その他業務収支の内訳

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
有 価 証 券 益		
有 価 証 券 利 息	16	16

(注) 本表は「利益総括表」中の「その他業務収支」の内訳を示したものです。

○ 保有有価証券の状況

(単位:億円)

	令和6年度	令和7年度
1. 株式及社債	21	21
2. 運用にかかるもの		
有 価 証 券 期 末 残 高	—	—
有 価 証 券 平 均 残 高	—	—

(注) 株式及社債は、資産流動化法に基づき取得した特定社債です。

エ. 事務費明細

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
役 員 給	77	83
職 員 基 本 給 ・ 諸 手 当	1,784	1,777
賞 与 引 当 金 繰 入	182	186
退 職 給 付 費 用	288	130
諸 支 出 金	307	304
旅 費	85	90
業 務 諸 費	2,602	2,806
債 権 保 全 費	12	10
税 金	47	43
合 計	5,384	5,430

○ 事務経費率

(単位:億円、%)

	令和6年度	令和7年度
経 費 (A)	55	56
貸 付 金 平 均 残 高 (B)	9,558	9,316
経 費 率 (A)／(B)	0.58	0.60

(注) 1. 経費＝事務費＋業務委託費＋債券発行諸費

2. 貸付金平均残高は、貸付受入金平均残高を除いたものです。

才. 利益率

(単位:%)

	令和6年度	令和7年度
業 務 粗 利 益 率	0.58	0.57
総 資 産 経 常 利 益 率	-	-
資 本 経 常 利 益 率	-	-
総 資 産 当 期 利 益 率	-	-
資 本 当 期 利 益 率	-	-

- (注) 1. 業 務 粗 利 益 率 $= \frac{\text{業 務 粗 利 益}}{\text{資 金 運 用 勘 定 平 均 残 高}} \times 100$
2. 総資産経常(当期)利益 $= \frac{\text{経 常 (当 期) 利 益}}{\text{総 資 産 (保 証 債 務 見 返 を 除 く) 平 均 残 高}} \times 100$
3. 資 本 経 常 (当 期) 利 益 $= \frac{\text{経 常 (当 期) 利 益}}{\text{資 本 勘 定 (貸 倒 引 当 金 勘 定 を 含 む) 平 均 残 高}} \times 100$

2. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

改正沖縄振興特別措置法が目指す自立型経済の発展のためには、県経済を牽引する産業の振興が最重要課題であり、金融の円滑な資金供給を通じて、民間主導の産業振興を図る必要があります。

当公庫は、独自の出融資制度の創設・拡充を図り、沖縄における自立型経済の発展に向けた産業の振興に寄与する事業を支援するとともに、子どもの貧困対策やひとり親支援等の沖縄の社会的課題の解決、雇用環境の改善、創業やベンチャー企業への支援、離島・北部地域の振興、セーフティネット対応、事業再生への積極的な取組など、適切なリスクの担い手として、民間では困難な分野に重点化した業務を推進してきました。

沖縄振興特別措置法の一部改正に伴い、当公庫の日本政策金融公庫への統合時期が令和14年度以降に延期されましたが、これは、当公庫による政策金融が、引き続き国による税・財政面の支援措置と並び沖縄の振興における「車の両輪」として機能を果たしていくことが大きく期待されていることによるものです。当公庫としては、政策金融改革の趣旨に沿った改革を進めるとともに、これまで以上に国や沖縄県等との連携を密にして、沖縄の地域特性を十分に反映させた業務推進を図り、沖縄の自立型経済の発展に貢献していきます。

今後とも、国・県等の重点施策と一体となって、事業の円滑な執行に努めるとともに、民間金融機関との役割分担を徹底し、当公庫が有する金融手法を積極的に活用しつつ、多様な資金ニーズにきめ細かく適切に対応していく必要があります。

(1) 当公庫の果たすべき役割

国・県等の重点施策と一体となって、当公庫の政策金融機能を充実し、積極的に活用するとともに、事業計画の円滑な執行に努めます。

その際、政策金融改革等の流れの中で、民間金融機関との役割分担が強く求められていることを踏まえ、セーフティネット機能や適切なリスクの担い手、長期安定資金の出し手など民間では困難な分野に重点化していくとともに、民間との積極的な協調・連携を図り、事業再生等の取組を推進します。

また、今後とも、政策金融ニーズを踏まえた金融手法の導入・改革と積極的な活用にも努めてまいります。

(2) 政策金融改革への対応

政策金融改革については、政策金融全体の検討課題とされている事項及び当公庫固有の事項について、沖縄の地域特性及び政府の沖縄振興施策との整合性にも留意しつつ、実施可能な事項については随時実施する等適切に対処します。

(3) コンプライアンス体制の確立

コンプライアンスに関する組織的取組について基本事項を定めた「法令等の遵守に関する規程」を制定し、役員自ら率先して体制の整備に取り組んでいます。また同規程に基づいて理事長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置して、コンプライアンスに関する重要な事項を審議し、業務の適正な遂行に資するものとしています。

平成16年4月に、コンプライアンスに関する総括部署として総務部にコンプライアンス総括室を設置（平成27年4月から企画調査部（現 業務統括部）に移設、令和7年4月よりコンプライアンス・法務総括室に改称）し、コンプライアンス体制を推進するための企画立案と総合調整を行い、関係部署と連携してこれを円滑に実践するために、各部店にはそれぞれコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置しています。

コンプライアンスに関する具体的な取組については、コンプライアンス実践のための手引書として、具体的な行動の留意点等を記載した「コンプライアンスマニュアル」を制定し、これを全役職員に周知徹底しています。また体制の整備や関連研修等の実践計画としてコンプライアンスプログラムを毎年度策定し、コンプライアンスの重要性の認識について、各部店における研修の開催及び通信教育等を通じて、その周知徹底に努めています。また、反社会的勢力やマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に係る体制を整備して、当公庫との関係を遮断・排除することが、国民からの信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。

(参考) 令和8年度の当公庫予算

令和8年度の当公庫の予算は以下のとおりです。

① 事業計画

(単位:百万円)

貸 付	178,000
産業開発資金貸付	66,000
中小企業等資金貸付	87,000
住宅資金貸付	5,000
農林漁業資金貸付	8,000
医療資金貸付	8,000
生活衛生資金貸付	4,000
出 資	2,200
合 計	180,200

② 資金計画

(単位:百万円)

貸 付	187,476
産業開発資金貸付	72,172
中小企業等資金貸付	89,984
住宅資金貸付	4,817
農林漁業資金貸付	8,613
医療資金貸付	7,860
生活衛生資金貸付	4,030
出 資	2,400
合 計	189,876

原 資	189,876
一般会計出資金	100
産業投資出資金	5,000
財政融資資金借入金	157,000
(独)勤労者退職金共済機構借入金	600
沖縄振興開発金融公庫債券	10,000
住宅宅地債券	1,360
回収金その他自己資金	15,816

3. 事業等のリスク

当公庫の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項について記載しています。

(1) 特殊法人等改革に係るリスク

特殊法人改革については、経済財政諮問会議の「政策金融改革の基本方針」(平成17年11月29日)及び政府・与党政策金融改革協議会における政府・与党合意「政策金融改革について」(平成17年11月29日)に基づき、平成17年12月24日に「行政改革の重要方針」が閣議決定されました。

当該決定を受けて、平成18年6月2日に「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」が公布、平成18年6月27日に行政改革推進本部及び政策金融改革推進本部の合同会議において、「政策金融改革に係る制度設計」が決定され、平成19年5月18日には「株式会社日本政策金融公庫法」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が成立しました。これにより、今後、組織形態に影響を及ぼす事態が発生する可能性があります。

詳細については、本説明書42～46ページをご参照ください。

(2) 業務等に伴うリスク

当公庫は、以下のリスクを認識した上で、発生を回避するための施策を講じるとともに、発生した場合には迅速かつ適切な対応に努めます。

なお、リスク管理の体制については、本説明書66ページをご参照ください。

① 信用リスク

ア. 信用リスクについて

信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスク。

政府系金融機関については、財投改革や特殊法人改革等の動きを背景に、リスク管理の強化及び金融機関としての資産内容の正確な開示が求められています。

このような状況下、当公庫は財務内容の透明性と資産の健全性を確保する手段として平成12年度から自己査定を実施することにより信用リスクを管理しており、また、平成14年度には自己査定、信用格付等の信用リスク管理を担う「信用リスク管理統括室」を設置し、信用リスク管理体制の強化に向けて取り組んでいます。

イ. 信用格付

信用格付については、正確な自己査定の基礎となるものであり、平成14年度から導入しており、今後とも信用格付の実施結果を検証し、改善事項に取り組むと共に信用格付手法の標準化を進め、格付の客観性を高めることに取り組んでいます。

② 市場リスク・流動性リスク

ア. 市場リスク

当公庫の令和7年度末における貸付金のデュレーションは5.4年である一方、借入金、債券等のデュレーションは4.9年であり、0.4年のデュレーションギャップがあります。この期間ミスマッチのため、今後の再調達時に損失を被る可能性があります。

また、当公庫の貸付金は、融資先の申出による任意の繰上償還が生じる可能性がある一方で、財政融資資金借入金については一定の年限で借入れを行っております。繰上償還された資金については再運用を行う必要がありますが、金利水準によっては予定していた利息収入を逸失する可能性があります。詳細については、本説明書41ページをご参照ください。

なお、当公庫では、資産・負債を総合的に管理する観点から、金利リスクの把握・分析に努めており、デュレーション分析、マチュリティ・ラダー分析等の手法を活用しています。

また、一時的に発生する余裕金の運用にあたり保有できる債券は、法令により国債、地方債、政保債に限定されています。運用については、価格変動リスクを負わないよう現先取引を基本としています。

イ. 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達との期間のミスマッチや市場の厚みが不十分なこと等により、決済に必要な資金調達に支障をきたしたり、通常より著しく高い金利での調達を余儀なくされるリスクのことをいいます。

当公庫の資金調達は、安定的な財政融資資金からの借入れが大宗を占めており、流動性リスクは限定的なものと考えています。

なお、年度途中における日々の資金繰りの調節及び不測の事態に備えるため、複数の民間金融機関に当座貸越枠を設定し、適宜、短期借入を行えるようにしています。

(3) 事務リスク

当公庫には、役職員による不正確な事務、あるいは不正等に起因する不適切な事務により、損失が発生する可能性があります。これまでも内部検査点検による事務手続等のチェックや、研修等の実施、マニュアル等の策定により事務リスクの防止及び軽減に努めているところですが、不測の事態等においては、それらに応じた損失が発生する可能性があります。

(4) システムリスク

当公庫においては、コンピュータシステムダウン、誤作動等により、それらに応じた損失が発生する可能性があります。

当公庫ではシステムリスク管理について、次のような取組を行っています。

- ① システムリスクの管理に関して「システムリスク管理規程」、「情報セキュリティ対策に関する規程」を定め、システムリスク統括部署を中心に、システムリスクの極小化に努めています。
- ② 管理体制として、担当役員を長に、システム部門及び各現業部門には、それぞれの役割に応じた管理者と担当者を配置して、安全対策を組織的に機能させる仕組みとしています。

4. 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

5. 研究開発活動

該当事項はありません。

6. 財政状態及び経営成績の分析

(1) 経営成績の変動について

令和6年度の損益については、次のとおりです。

業務粗利益	56 億円
業務純益	17 億円
経常利益	△1 億円
当期利益	△1 億円

業務粗利益は、前年度に比べ5億円増加して56億円となりました。これは、資金運用収支が前年度に比べ5億円増加したこと等によるものです。

また、業務粗利益から貸倒引当金繰入、事務費等の経常経費を控除し、電源補助金等を加算した業務純益については、前年度に比べ51億円増加して、17億円となりました。

業務純益から貸付金償却などの臨時的経費等を控除し、業務の円滑化を図るため国の一般会計から受け入れた補給金を加算した経常利益は△1(△0.7)億円となり、当期利益も△1(△0.7)億円となりました。この損失金は、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金であり、公庫法施行令附則第4条第3項の規定により同勘定の積立金を減額して整理することとしました。

令和7年度の損益については、次のとおりです。

業務粗利益	53 億円
業務純益	△14 億円
経常利益	△41 億円
当期利益	△41 億円

業務粗利益は、前年度に比べ3億円減少して53億円となりました。これは、資金運用収支が前年度に比べ3億円減少したこと等によるものです。

また、業務粗利益から貸倒引当金繰入、事務費等の経常経費を控除し、電源補助金等を加算した業務純益については、前年度に比べ32億円減少して、△14億円となりました。

業務純益から貸付金償却などの臨時的経費等を控除し、業務の円滑化を図るため国の一般会計から受け入れた補給金を加算した経常利益は△41億円となり、当期利益も△41億円となりました。この損失金のうち、米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金1億円は公庫法施行令附則第4条第3項の規定により同勘定の積立金を減額して整理し、残額40億円は繰越損失金として整理することとしました。

(2) 行政コスト計算書の作成について

平成13年6月19日に財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会により「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」が示され、当公庫を含む特殊法人等は、国民に対する説明責任を確保し、透明性の一層の向上を図る観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類として、行政コスト計算書を作成・公表することとなりました。

行政コスト計算書は、各特殊法人等の財務状況及び国民負担を統一的な尺度で明らかにするため、民間企業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した財務書類に基づいて作成し、国民負担を明確にするため、通常コストとして認識されない国からの出資金や無利子貸付金等に係る機会費用についても加算し、算出されています。当公庫では、行政コスト計算書を当公庫ホームページに掲載するとともに当公庫本店、各支店及び東京本部に備え置き開示しております。行政コスト計算財務書類(注)は、本説明書96ページに記載しております。

(注)「行政コスト計算財務書類」は、行政コスト計算書のほか、民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、民間企業仮定株主資本等変動計算書及び附属明細書から構成される、これら計算書類の体系であります。

○ 行政コスト計算書の概要

(単位:億円)

	令和6年度	令和7年度
業 務 費 用 合 計	9	56
機 会 費 用 合 計	24	37
行 政 コ ス ト	33	93

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

令和7年度は、設備代替等へ合計895百万円の設備等支出を行いました。

2. 主要な設備の状況

令和7年度末における主要な設備の状況は以下のとおりです。

(単位: m²、百万円)

内容	所在地	土地		建物等	什器	合計
		面積	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格	帳簿価格
本・支店等	沖縄県那覇市等	20,961	3,313	2,756	55	6,124

3. 設備の新設、除却等の計画

令和8年度の設備への支出計画は以下のとおりです。

(単位: 百万円)

対象	所在地	内容	支出予定額
北部支店	沖縄県名護市	店舗移転(建設工事等)	474
本店	沖縄県那覇市	衛生器具設備更新	14
本店	沖縄県那覇市	空調設備更新	30
八重山支店	沖縄県石垣市	太陽光設備工事	16

(注) 令和8年度予算で計上しているものです。

第4 発行者の状況

1. 資本金の推移

当公庫の資本金の推移は以下のとおりです。

なお、公庫法第4条の規定により、当公庫の資本金は、その全額を国が出資しています。

(単位:百万円)

年 度	資 本 金	
	受入額	期末残高
平成 15年度	-	70,182
16年度	-	70,182
17年度	50	70,232
18年度	-	70,232
19年度	-	70,232
20年度	1,460	71,692
21年度	-	71,692
22年度	200	71,892
23年度	444	72,336
24年度	1,153	73,489
25年度	600	74,089
26年度	1,739	75,828
27年度	1,465	77,293
28年度	379	77,672
29年度	165	77,837
30年度	487	78,324
令和 元年度	4,744	83,068
2年度	27,960	111,028
3年度	44,821	155,849
4年度	-	155,849
5年度	300	156,149
6年度	200	156,349
7年度	160	156,509

2. 役員の状況

(1) 役員の定員及び任期

公庫法第8条に基づく役員の定数及び同法第11条に基づく役員の任期は以下のとおりです。

役 職	定 数	任 期
理事長	1人	4年(再任されることができる)
副理事長	1人	4年(再任されることができる)
理事	3人以内	2年(再任されることができる)
監事	1人	2年(再任されることができる)

(2) 役員の状況(令和8年9月1日現在)

役職名	氏 名	略 歴
理事長	新垣 尚之	昭和61年 3月 琉球大学卒 平成31年 4月 当公庫 庶務部長 令和 2年 4月 当公庫 総務部長 令和 4年 4月 当公庫 融資第一部長 令和 5年 4月 当公庫 理事 令和 6年 7月 当公庫 理事長
副理事長	田村 公一	平成 5年 3月 東京大学卒 令和 3年10月 国税庁長官官房審議官(酒税等担当) 令和 4年 6月 国土交通省大臣官房審議官(北海道局担当) 兼内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付) 兼内閣官房アイヌ総合政策室次長 兼内閣府大臣官房アイヌ政策推進室次長 令和 6年 7月 国土交通省大臣官房審議官(北海道局、不動産・建設経済局担当) 令和 7年 6月 当公庫 副理事長(役員出向)
理事	出口 恭子	平成 5年 3月 東京大学卒 令和 2年 8月 公益財団法人日本経済研究センター研究本部 主任研究員(出向) 令和 4年 6月 内閣府 経済社会総合研究所上席主任研究官 令和 7年 7月 当公庫 理事(役員出向)
	外間 聡	平成元年 3月 琉球大学卒 令和 4年 4月 当公庫 総務部長 令和 6年 4月 当公庫 理事
	儀間 秀樹	昭和61年 3月 琉球大学卒 令和 4年 4月 沖縄県 企画部長 令和 5年 4月 沖縄県 保健医療部 参事監 (公益財団法人沖縄県保健医療福祉事業団 専務 理事兼事務局長) 令和6年10月 当公庫 理事
監事	川住 昌光	昭和60年 3月 早稲田大学卒 平成27年 5月 株式会社日本政策投資銀行 産業調査部長 平成28年 6月 西日本高速道路株式会社 監査役 令和 4年 6月 一般財団法人地域活性化センター 常務理事 令和 7年 4月 当公庫 監事

3. コーポレート・ガバナンスの状況

当公庫のガバナンス体制は、大きく(1)法に基づくもの、(2)内部管理から構成されています。

(1) 法に基づくもの(3. 事業の内容 (2)国との関係 本説明書13ページ参照)

当公庫の予算は国会の議決により承認されており、決算は会計検査院の検査を経て国会に提出されます。また、主務大臣(内閣総理大臣及び財務大臣)による監督・検査が行われるほか、平成15年度からは主務大臣からの委任に基づく金融庁検査も導入されています。さらに、閣議決定により設置されている沖縄振興開発金融公庫運営協議会の開催を通じて、当公庫の業務運営に地元沖縄県各界及び関係行政機関等の意向を反映させています。

(2) 内部管理

① 業務運営方針

当公庫では、県内の経済・金融環境と当年度の予算等を踏まえ、各年度において「業務運営方針」を策定し、業務の的確な執行に努めています。

② 役員会

役員会は、理事長、副理事長、理事及び監事をもって構成され、当公庫の経営及び業務運営に関する重要事項について審議を行っています。

③ 監事

監事は主務大臣により任命され、当公庫の業務を監査しており、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。

④ 監査室

内部監査部門として理事長又は副理事長の命を受け検査に関する事務その他特に命ぜられた事項を掌理する監査室を設置しており、内部監査の独立性を確保しています。

⑤ リスク管理体制

当公庫の業務上発生しうる様々なリスクを統合的かつ効果的に管理するため、統括機能を担う機関として統合リスク管理委員会を設置し、当公庫のリスク管理についての審議を行っています。

当公庫の業務等に伴うリスクの詳細については、本説明書59～60ページをご参照ください。

⑥ コンプライアンス体制

コンプライアンスに関する組織的取組について基本事項を定めた「法令等の遵守に関する規程」を制定し、役員自ら率先して体制の整備に取り組んでいます。詳細については、本説明書57ページをご参照ください。